

淀川水系流域委員会 第2回環境・利用部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

井上委員 西野委員 松岡委員 吉田委員 川那部委員 小竹委員

自然環境班 (P1～15)

日 時：平成 15 年 3 月 27 日 15：30～15：30

場 所：国立京都国際会館 1階アネックスホール

水質班 (P16～29)

日 時：平成 15 年 3 月 27 日 16：30～16：40

場 所：国立京都国際会館 22階RoomB-1

利用検討班 (P30～46)

日 時：平成 15 年 3 月 27 日 15：30～16：50

場 所：国立京都国際会館 2階RoomB-2

全体会議 (P47～58)

日 時：平成 15 年 3 月 27 日 16：40～17：50

場 所：国立京都国際会館 2階アネックスホール 2

自然環境検討班

庶務（三菱総合研究所 新田）

只今より環境利用部会の自然環境班を始めさせて頂きたいと思います。

環境利用部会ということで開催させて頂いておりますが、前半で自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて議論を行いたいと思っております。こちらの班は自然環境班です。後ほどこの場所におきまして環境利用部会の全メンバーが一堂に会した会議を開催いたします。その関係で、若干少ない人数で広い会場となっておりまして大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたしたいと思っております。

申しおくれましたが、司会進行は、三菱総合研究所の新田が務めさせて頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、他部会から参加頂いている委員としまして川那部委員、それと本多委員にお越し頂いております。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つかの確認をさせて頂きたいと思っております。まず、配付資料です。既に午前中の会議にお出になられている方は同じ資料をお使い頂く関係で若干重複となりますが、ご確認をよろしくお願い致します。

まず、「議事次第」と「座席表」の他、資料1は前回の部会ないし他部会の状況です。資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)』検討の論点について」ということです。こちらの方は、それぞれの検討班のリーダーの方が皆さまからのご意見等をもとにしまして、今回の論点等をおまとめになったものです。資料2-1の補足が資料2-1の論点のもとになりました皆さまからのご意見です。自然環境班は3ページ以降、それぞれご意見を頂いております。資料2-2、第1稿との比較資料です。

それから資料3は、住民部会で用いられた資料ですので、本日、大変恐縮ですが、全会議共通の資料とさせて頂いております関係上入れさせて頂いております。資料4につきましても、委員会のみで使用予定です。

資料5ですが、河川管理者からの提供資料ということで、こちらの方は、説明資料につきまして河川管理者の方で自治体の方にいろいろご説明されたその際のご意見、3月17日付で締め切りになってはいますが、それぞれの自治体でどういうことが考えられているかということで、環境に関する意見もこの中には入っています。特に審議をする予定はありませんが、参考のためにご覧頂ければと思います。資料6が、次回の部会ないし他部会等の日程です。

簡単に触れさせて頂きますと、次回が4月10日、それからその次が4月17日となりまして、4月21日の委員会に向けて大枠を議論して頂くというような流れとなっております。

参考資料1が、委員及び一般からのご意見です。あわせて簡単にご紹介をさせて頂きますと、約10件のご意見が提出されています。主に説明資料等に対するご意見が中心となっております。それから、参考資料2-1、2-2は住民参加部会で使用がされました参考資料ですが、「参加型アセスの手引き」というのが参考資料2-1です。こちら環境影響評価課の方から出されているものです。参考資料2-2が「河川総合計画に関するSEAの事例分

析(アメリカ)」です。参考資料3が「ダムに関する環境影響評価書等」です。こちらは中村委員の方から、こういう資料を集めて頂きたいという要請がありまして、それぞれのダムの環境影響評価書等について収集したものです。本物はお手持ちの方、庶務の方です。以上が資料です。

それと、皆さまのお手元のところに緑色のファイルで置いておられますのが、河川管理者の説明資料関係ファイルです。また、それぞれ個票と言いますか、「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』に係る具体的な整備内容シート(第1稿)について(送付)」というものを皆さまのお手元におつけしております。これは、委員の皆さまには事前に先日お送りした内容のものと同じです。あと、テーブルに1冊、過去の現状説明資料等、或いは水利管理ワーキング、水質管理ワーキングの資料を置かせて頂いております。あわせて参考としてご覧頂ければと思います。

あと、発言にあたってのお願いですが、まず必ずマイクを持って冒頭にお名前を頂いてよろしくお願いいたします。本日この会議で初めて来られた方に説明しておきますが、それぞれのマイクですが、緑色のボタンを押して赤いランプがついてからお話し頂くようよろしくお願ひします。緑色のボタンをもう一度押して、赤いランプが消えたことを発言が終わられた際にご確認頂ければと思います。

本日の予定では、この検討班を16時35分に終わらしまして、約10分後の16時45分から全体会議を行う予定となっております。時間どおり終了できますよう、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。西野サブリーダーよろしくお願ひいたします。

西野サブリーダー

只今から、自然環境班の審議を行いたいと思います。本日はリーダーの川端委員が欠席ですので、私が代理で議事進行させていただきます。よろしくお願ひします。

最初に、論点についての説明ということで資料2-1をご覧ください。

目次のところを見て頂きますと、自然環境班が1から11ページ、それから水質班、利用班の論点となっております。水質班と利用班につきましては、12ページ以降にそれぞれ論点という形でまとめているのですが、自然環境班につきましては、事前の打ち合わせが十分ではなく、例えば3ページをご覧頂ければわかるのですが、私と川端委員の方で、議論すべき論点を3ページに太字とアンダーラインで追加をしております。こららの項目が、2ページの「論点(案)」にもう一度フィードバックしなければいけない項目ということになります。

実際に議論いたしますのは、今日と4月10日の部会しかありません。今日は全てについて審議する時間はありませんので、基本的な提言の理念が河川整備の基本的な考え方、或いは河川整備の方針に概ね反映されていると考えてよいかということを中心に議論を進めていきたいと思ひます。

川端委員と相談しまして、資料2-1の3ページの「3.河川整備の基本的な考え方」のところに7)から10)まで書いたものが欠けていると私たちは考えました。欠けている項目

は、提言の「理念転換」の中の上から2つ目、「様々な主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という理念が反映されていないのではないかということです。もう1点は、最後の「人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする」というような理念が含まれていないのではないかということです。その2点がベースになっております。その他の項目につきましては、各委員からお出し頂いた論点の中で、ここに入れるべき項目というものを加えてあります。それが3ページ目の説明資料の8)、9)、10)という形になっております。

ここからは皆さまのご意見を伺いまして、提言の理念が概ね反映されていると考えてよいかということを中心に議論をしていきたいと思っております。

何かご意見ありましたら、よろしく申し上げます。

吉田委員

資料2-1の3ページの6)「河川環境にこれまで及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の修復を図る」ということで、河川環境のことが大ざっぱには書いてあります。しかし、提言の中には、生物種を減少させないとか、生態系の機能をこれ以上低下させない、生態系の構成要素と機能の保全・回復ということが具体的に書いてありますので、やはりこういう言葉を、6)の「真摯に受け止め」の後ろに、生物種を減少させないとか、生態系の機能をこれ以上低下させないという決意で河川環境の修復を図るとか、具体的に入れて頂いた方がよいのではないかと思います。

西野サブリーダー

この点について、河川管理者の方のご意見ありますでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

説明資料(第1稿)の中に書かれているかといえば、恐らく書かれていないことです。ただ、私どもの意識としては、その点は十分認識しているつもりです。言葉としてどのように、どこに書いていくのかということについては検討させて頂くことになろうかと思っております。

西野サブリーダー

その他に何かご意見ありますでしょうか。取り敢えずないようでしたら、最初にこちらの方で指摘しました理念転換の2番目、「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という点と、最後の「人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする」という理念が反映されているかどうかについて、河川管理者の方からご意見頂けませんでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

1点目の「さまざまな主体の参画を積極的に推進し」というところです。河川環境の項に

は、はっきりと書いていないのですけれども、全体を通して意識をしております。

現在の説明資料(第1稿)の中でそれが十分かどうかというのはあるのですが、どこに書いているかと申しますと、説明資料(第1稿)の3ページ、5.1.2「情報の共有と公開、住民との連携・協働」のところですか。ここでは同様の趣旨のことを書いているのですが、ただ河川レンジャーという1つの新しい制度に限って書いているということで、これしかやらないと見えなくもないということで、そういう意味では若干書き方が不親切であろうかと思えます。私どもの意識としては、河川レンジャーということだけではなくて、一般的に言って

住民団体、或いは組織の方々と連携していくのだということは当然にありまして、その中で特に河川レンジャーというような制度については新しく考えていきたいという趣旨です。

それから、2点目の「川が川を創る」という思想なのですが、これについては、明確な文言としては出てなかったと思えます。ただ、私どももこれまでの議論の中を聞いておりましたので意識しているのです。例えばモニタリングをきちんと行ってその反応を見てフィードバックをしながら進めていくというようなことも、まさに川が川を創るということ踏まえた発想だと思っております。説明資料(第1稿)には書いてはいないですけども、意識としては私どもはそう思っているところです。

西野サブリーダー

1つ質問してよろしいですか。以前、説明資料(第1稿)を示された時に、ここに書かれていないことはやらないというようなご説明をされたと思えますが、どうなのでしょう。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

資料2-1の3ページの追加の8)に「具体的整備項目について、重点かつ可能な項目のリストを作成し、検討する」とありますけども、説明資料(第1稿)に書いてないことをやりませんと申し上げたのは、どこそこの箇所では何かをするということについてです。つまり、5章のところですか。箇所が書いてないところは、確かにやりませんし、書いているところはやるという意味で厳密にやっていると考えています。

ただ、理念の部分については、あちこちにいろいろなことが書かれてありまして、全部読んで頂くと、何となくそういう意識なのかということにはわかって頂けるかと思えますが、書き方として不十分なところはあろうかと思えます。行間まで読んで頂くとすると、私どもの認識は今申し上げたようなところですか。必要なところは、先ほども申し上げましたように直していきたいと思えます。

江頭委員

先ほどの治水部会でも申し上げたことで恐縮なのですが、川が川を創るという話に関連しまして、従前、いわゆる管理河床であるとか、計画河床であるとか、そういう話がありました。河川の縦横断形状の連続性を考えた時に、以前の管理河床というのはどちらかと

いうと、治水重視の面から河床はこうあるべきという決め方だったと思います。

今回の理念に沿いますと、全く自然任せというのではなくて、少しコントロールするというようなことが1つの基準になろうかと思います。そこら辺のご検討というのはされるのでしょうか。或いは現在の河床を基本に、少し連続性を持たせていくというように、現在の河床を基準として物事を考えるか、それとも、少し手助けをして、流砂の連続性、流水の連続性等によってつくられる河川の縦断形状を基本にするのか。そこら辺は検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

河川の中の縦断系、横断系について、今までのことを申し上げますと、ある決まった形ということ的前提に、その形を守るのだということをおもひは考えていたわけですが、しばらく前からそういうことではなくて、河床、川の中の形についてある程度は成り行きに任ず、川に任せるというスタンスをとりつつあります。では、今の形を前提にしてそのまま進めばよいのかということについては、例えば横断形状については、今の横断形状についても積極的に手を加えなければ、固いコンクリートなどが入っていますので永遠にそのままになってしまいます。それについては、やはり私どもが手を加えていく必要があると思います。ただ、手の加え方として、全てを私たちでできるという立場ではなくて、少し手を加えて、あとは自然に任せるというスタンスでいくことになろうかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 久保田）

つけ加えさせていただきますが、例えば土砂については、今、淀川水系ではたくさんのダムができていますから、そこで完全にとまっているような状態です。今回の説明資料（第1稿）の中でも、土砂の連続性について検討を行っていくということを出しています。

また、横断形状の修復ということも出ておりますけれども、今、完全に土砂がダムによってとまっています。それを何らかの方法で下流に流してやるわけですが、洪水によって河床が変わっていくわけですから、そういったことをやっていくということは、まさにまた川が川を創っていくという考えにもつながっていくのだと思っております。

西野サブリーダー

できるだけ、説明資料(第1稿)の「河川環境」の項に、提言の基本的な考え方や理念が反映されているかどうかという文脈でご議論頂きたいと思っております。

江頭委員

川が川を創るという論点について、議論させて頂いているつもりですが、外れたら注意して下さい。

従来の縦断系の川づくりの中にどのように位置付けされるかは解決できているのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 久保田）

従来の計画河床なり、或いは安定河道なりということから変えていこうというようなことは、今後かなり検討していかなければならないと思っています。そういう意味では解決してないのだと思っています。ただ、これは取り組んでいかなければならない課題だと認識しています。

西野サブリーダー

そうしましたら、今のところ出てきている論点としては、参画の問題と生態系の構成要素と機能が抜けているということがありました。もう1点は、「人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする」というところで少し議論があったわけですが、その3つが論点として出ているわけです。その他に論点、或いは視点として河川整備の基本的な考え方において欠けている部分はありますか。

特にご意見がないということであれば、論点として、理念は基本的な考え方には今の3つ以外は反映されていると委員の皆さまはご理解しておられると理解してよろしいでしょうか。

本多委員（他部会所属）

論点かと言われると困るのですが、皆さまのお知恵も拝借したいと思います。

例えば今、川が横断面で分断されているという話もありましたけども、そのような中であっても、既に川が自然を回復してきて、その中に自然環境が育ってきているという問題があるのです。その時に、横断形状をもとに戻して、いろいろ環境のためにやりましょうという時に、既に育っている環境を環境の名においてつぶしてしまうような懸念もあるのではないのかなという気がするのです。

もちろん工事をする上においては、影響の調査と改善策もあわせてやっていくことが当然必要になってくるのだと思いますけども、今ある環境が本来の環境にとってよくないからと改善する時に、今ある環境をどう守っていくのかという問題も出てくると思います。その辺もしっかり考えて、改善策も含めてやらないと駄目だと思います。環境のためにやったのが環境のためにならなかったというようなことだけは避けて頂きたいと思います。

どこが論点なのと言われるたら私もわからないので、皆さまのお知恵を借りたいのです。

紀平委員

今言われたことで思い出したのですが、淀川の楠葉というところがあります。本川の河床低下によってワンドが高いところでできてしまったのです。それを今、回復というか修復というか、4mほど下げて、ワンドをつくりました。

このつくり方を見ていると、本当に私は今までにない考え方だなと思いました。ある程度掘り下げて、あとはほっておこうという感じです。非常にありがたいなと思います。やはり、今ある自然は、すでにでき上がっている自然ですので、それも壊さないような形で、川の形状も川の生物も育てていく、川が川を創るというのは、川の形状とか物理的な面も

ありますし、生物が生態系を育てていくという部分もあります。

ですから、建設省時代の工法でしたら、平成ワンドをつくらうとかいう感じで、完全に箱物をつくり上げてしまうのです。理想的なワンドを考えてくれよとおっしゃって、いや、なかなかそういうのは私たちでは思い浮かばないのですがということで、なかなかうまく意見が合わずに、箱物をつくって、お金が幾らかかっても、そうしないと監査が通らないとか、そのようなことがあるのです。

今年、楠葉にナンバー1、ナンバー2という2つのワンドができたのですけれども、その工事の仕方というのは、非常に今までと違って画期的なものだと考えています。これからもうそういう形で、1度ちょっとだけ人間がつくって手助けして、あとは川に任せるという形でやって欲しいと思っています。

ですから、理念は、川は川が創るというのが理念1つではないかと思えます。あといろいろ書いてありますが、方針とかそういうものではないかと私は考えています。

西野サブリーダー

わざわざ論点という縛りを入れて申し訳なかったのですが、そうしないと話がどんどん発散していくのではないかと思いましたので、わざと縛りを入れさせてもらいました。

ここからは、今の話に追加があればお話を頂きたいと思えます。なければ、自由にご意見を頂けたらと思えます。取り敢えず、理念については大体これくらいでよいとお考えでしょうか。

吉田委員

先ほど本多委員のお話で言えば、説明資料の6)のところは「河川環境の修復」となっているのですが、提言の方は「河川環境の保全、回復」となっています。

ニュアンスは人によって違うかもしれませんが、今ある環境を大事にしようということも考えますと、「保全・回復」の方がよいのではないかと思えます。今の自然も大事にするし、さらによくするという意味で、回復するという方がよいのではないかなと思えます。

それから、川が川を創ってもらう技術の部分、これは多自然型川づくりからの脱却の意味で、今までの多自然型の技術であれば、その年度内の予算で100%つくり、あとは壊れていくだけというような感じだったのですが、最初に全部つくってしまうのではなくて、50%、70%つくったら、あとは自然の力で回復していくという、そういう考え方だと思えます。

あえて言えば、そこに自然のタイムスケールで回復する、そういう方向を目指すということが入ると思えます。年度予算という縛りがありますけれども、そういう縛りを取っ払ってやるということが、先ほどからいろいろワンドのお話も出ていますが、大事なことはないかと思えます。

本多委員（他部会所属）

「回復」の主体は自然なのです。「修復」だと、人間が主体になると聞き取れると思います。私も、吉田委員の「回復」という意見に賛成です。

自然を回復していく時に、やはり住民とともに協働でやっていくという意識も持って頂きたいと思います。ここの部会の議論なのか、住民参加部会の方なのか、わかりませんが、そういう観点も持って頂けたらと思います。

谷田委員

川の場合は、なかなか単純に回復とか修復とか言えないのではないかという気がするのです。

川らしい環境というのがあります。川は何年かに1回は攪乱する場であって、そこに成立している自然環境があるわけです。修復や回復をあまり強調し過ぎると、やや箱庭的になり、かつての発想に戻ってしまいそうな気がするのです。ですから、そこでやはり整備の時に川らしい自然環境、つまり、非常にダイナミックに動く自然環境というのを常に意識して整備しないといけないだろうと思います。

その延長として、先ほど紀平委員がおっしゃったようなつくりっ放し、ほうりっ放しのワンドは大いによいことだと思います。そこら辺は強調し過ぎても、強調し過ぎることのない議論ではないかと思います。

西野サブリーダー

1つは環境の名において環境をつぶしているという問題です。それから、もう1つは、修復と保全の問題があると思います。その辺りは河川管理者の方のご意見ありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

なるほどと思ったのですが、修復という言葉が、人がつくり上げてしまうということを通想させるならば、修復という言葉は不適切だろうと思います。

どういう言葉がよいのかは考えないといけないのですが、ただ、先ほども申し上げましたように、私たちの意識としては、自分たちは何でもできるという立場でやるのではないということです。ただ、手を貸さないといけないところは確かにあります。

特に私たちがこれまでやってきたことによってまずい状況になっているところは、どうしても手は入れないといけないと思っています。そういう意味で、ここでは修復という意識が働いて、この文脈では修復という言葉を使っています。全体的な考え方は合っているのではないかと考えております。

西野サブリーダー

先ほど、環境の名において環境をつぶしているという本多委員のご意見がありましたけども、3ページの4.2 河川環境のアンダーラインを引いてある文章を見て頂いたらわかりますように、「自然環境が良好な生態系を極力保全すると共に検証し、それを参考にして生

態系の回復を計る」というのがあるのです。

これは、保全すべき、全然手をつけない、できるだけ手をつけないところと、それからディグラデーション（退廃）したところは回復するというのと、回復する時には手をつけなかったところで、どういうことが行われているかということをも十分理解して、その上で回復の手助けするというような発想が欠けているのではないかとということで、上げさせて頂いたということです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調整課 淵上）

ご指摘のあった点、確かに今ある環境を新たな環境の名前でつぶしてしまうということがあって、確かにそういうところについては我々も問題意識を持っております。計画のあり方というところで書いてはいないのですが、実際にどういうことをやるのかと言いますと、やはり我々も生態系というものには十分配慮していかなくてはいけないと考えております。説明資料（第1稿）で言いますと、8ページの生態系の中で、当然モニタリングを実施して、事業実施前と、前だけではなくて、実施中及び実施後も当然やっていかなければいけないという形で整理させて頂いております。

ご指摘のあった新たな環境、要は先ほどのその話にも共通すると思っておりますけれども、川が回復したというバロメーターをどこの環境で測るかという話も当然出てくると思っておりますし、そういう意味で、やはりモニタリングを重視しながら、フィードバックしていくということが必要だと考えています。

先ほど楠葉のワンドについても、当然実施前、もとあった環境をどうするかというものでバロメーターを見ておりますので、そういう形で進めていきたいと考えております。委員会の委員方と進んでいく方針とか方向性は共通していると認識しております。

西野サブリーダー

理念に関して、つけ加えることはありませんか。なければ、自由にご意見を頂けたらと思います。

谷田委員

ちょっと教えて頂きたいのですが、説明資料(第1稿)の3ページの河川形状の4つ目の項に「縦断方向は、河川横断工作物の改築・新設を検討。堤内地側の樹林帯の整備」というのがあるのですが、例えば河川横断工作物というと、当然ダムも入りますし、堰も入ります。ここではわざわざ新設も必要だということを書いています。

それから、堤内地側の樹林帯ということが突然出ていますが、これは今まで議論してきましたか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

説明資料（第1稿）の5ページの河川形状の方針に、河川横断工作物の改築・新設を検討するとありますが、これは生物の溯上・降下が十分でないものの、構造物が既設のもの

がもしあるとすれば、それについて改善を図るための検討を行うということです。

それから、この新設という意味ですけども、文章が下手だと思いますが、仮に河川横断工作物を新設する場合には、その点についても考慮した上で新設をする必要があるという意味です。

次の樹林帯については、堤内側に連続した樹林があった場合、それを樹林帯と呼んでおりますけれども、樹林帯を整備するというのも方針としてはありますが、今回の河川整備計画の中では樹林帯の整備というのは、実は具体的箇所としては上がっておりません。

もし、また樹林帯の整備を実施をしていくということになれば、改めて河川整備計画の中に位置付けることになると思います。

少し戻りますが、河川横断工作物の改築という意味で、具体的にどこの箇所でどうするということが、5章の方に出ていると思います。具体的には是非やりたいということで、実施と掲げているものもありますし、例えばダムですと、やるといってもやる方法があるのかどうか、コストをかけてやる必要があるのかどうかということも含めて、ここでは検討と掲げさせて頂いております。

庶務（三菱総合研究所 新田）

補足をさせていただきます。

資料2-1は、説明資料（第1稿）をもとに、私どもの方で若干、簡略化した部分があります。説明資料（第1稿）のところでは、生物の溯上や降下が容易にできる横断工作物の開設・新築を検討ということになっておりまして、ちょっとこれは私どものミスで、重要なところまでちょっと省いてしまったというところがあります。

ちょっと資料の作成上のミスということで、その点はおわびと訂正をさせて頂きたいと思っております。

谷田委員

もう1点教えて頂きたいのです。

新たに新設することによって、縦断方向の移動を促進するような河川横断工作物があると考えておられるわけですか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

資料2-1の要約ではなく、原文が悪いのですけれども、何らかの理由で、例えば水を取水するために堰がどうしても必要だといった場合においても、縦断方向の連続性を確保するようなことを考えて新設をするという意味でありまして、今、谷田委員がおっしゃられた意味ではないです。

谷田委員

わかりました。それだけ確認しておけばよいです。

吉田委員

やはりちょっと気になるのですが、資料2-1の要約の仕方というよりは、やはり、説明資料(第1稿)の原文自体がおかしいのではないのですか。生物の溯上や降下が容易にできる河川横断工作物の改築・新築を検討するということですが、溯上・降下にとって、横断工作物は基本的にはよくないわけですから、新設を検討しない方がよいわけです。

説明資料(第1稿)の5章の方には、新設は具体的に上がってないので、例えば新設のところは削除するか、或いは本当に丁寧に書きたいのであれば、万が一、計画する時にはそういう検討をするということにしないと、横断工作物を推進するように読めてしまうのです。

本多委員(他部会所属)

欠けている部分として、気になるところがありますので、発言をさせていただきます。

1つは、提言で、既設のダムではなくて計画中のダムを整備する場合の環境についての影響がどうなのか、それから、その改善策は何なのかということをはっきりと明らかにしなさいという内容があったと思います。

説明資料(第1稿)では、その部分について具体的に触れられているところがないと思います。こういう環境があって、こういうダムをつくることによって、こういう影響が出るので、それに対してこういう対応をとりますという記述がありません。例えば、1つの事例として、余野川ダムにおいては、オオタカが生息していたという場所でもあるとか、モリアオガエルがいるとかいうようなことがあります。他にも絶滅危惧種の植物があることも確認しています。

絶滅危惧種の動植物にどのような影響があって、どのように改善していくのかということが、具体的なところも含めて書かれていないのと、計画中のダムがあるにもかかわらず、その文言がどこにも書かれていないというのが気になりました。

影響とその改善策というものが必ず必要です。改善策だけではなく、明らかに改善されたというものが要るのではないかと思っています。

川那部委員(他部会所属)

やはり次の部会からは、近畿地方整備局がお出しになった説明資料(第1稿)の4章、5章について、具体的に議論して頂きたいという気がします。

まず、その前に理念というか、ここは文章としてこう書いて下さいと言えば、書かれないというのも当然あるわけですが、そういう議論をした方がよいと思うのです。

それから説明資料(第1稿)の4.2、或いは5.2というところが河川環境の整備の方針及び整備内容だったと思いますが、ここに具体的に書いてあるとどここの何々だけでは、内容がわからないので、例えばここについてはこう書いて欲しい、或いは、こういうことはしないと書いて欲しいといったことをきちんと言わないといけないと思います。

説明資料に書いていらっしゃる言葉というのは、こういう内容だということ、大体イメージで考えて、河川整備計画として考えられているのがあるわけですから、それを具体

的に見れば、こういうイメージでそれではよろしいというようなものもあるでしょうし、このイメージでは委員会のメンバーとしてはぐあいが悪いというようなこともあると思うので、そのこのところをあと1回しか会議がないようですけれども、是非極めて具体的に言うことが必要なのではないかと思います。

具体的におのこののところに書いてある、例えばワンド・たまりと書いてあって、淀川楠葉地区、牧野地区と書いて、環境のこの絵があったとしたら、このことは是非やるべきであるけれども、こういうやり方では駄目だというようなものを、少なくとも例として出していかないと、河川整備計画そのものをつくれる時にうまくいかないとします。西野委員、或いは川端委員は今日はお休みですけど、お願いしたいのは、環境・利用部会で具体的に検討している時間ではとても足りないと思いますから、おのこのの方がおのこのの方でこのところについてはどうであるかというのを、かなり具体的に出して頂いて、それを部会長でまとめて頂くというやり方を、次の時までにして頂けると大変よいのではないかと思います。河川整備計画にこれは載ってないのは何故かとか、この載り方では駄目だとか、こういう書き方をして下さいとかいうことをどうしても言わないといけなわけですから、その具体的な内容を、是非次の時は議論して頂きたいと思います。

西野サブリーダー

説明資料(第1稿)は河川管理者の方々が書かれたもので、それに対して我々は、こう書けと、実際は意見として出すわけですから、意見を述べるというような形に本来はすべきだと理解しております。

川那部委員(他部会所属)

西野委員のおっしゃる通りなのですが、河川整備計画が上手に提言に沿って書かれるように、できるだけのお手伝いはしてもよいのではないかという意味です。もちろんそれをお決めになるのは近畿地方整備局であり、それに対してまた意見を言うのは我々ですから、そのこのところは西野委員のおっしゃる通りだと思います。

西野サブリーダー

ということですので、こう書けということではなくて、あくまで意見としてお出し頂きたいということです。

紀平委員

先ほど、河川横断工作物の話が出ておりました。新設ということは、橋脚、橋が入っているのではないのでしょうか。橋のかけかえです。

例えば今、隠元橋のところを京都府が整備しております。そういう橋のかけかえが上流に新設される時、橋脚が川の中にできます。京都府の場合は、前もって連絡がないのです。国土交通省には、調整課か何か、そういう課があると思います。その辺りとの連携がとれていなくて、私どもの行動は後追いになってしまうということがあります。宇治橋のかけ

かえの時も、今回の隠元橋のつけかえ工事もそうなのですが、その辺をきっちりやってもらわないと、あつという間に宇治川は川幅が狭いですし、環境が交代してしまうというか、そういうことが非常に目立つのですが、それはどうなのでしょう。

西野サブリーダー

あと5分しかありませんので、論点として欠落している部分を中心に指摘頂けますでしょうか。

松岡委員

基本的に聞きたいのは、例えば2ページに書いてある川に親しみとか川に学べるとか、要するに川を一生懸命、基本的に置く段階で、例えば時代がかわったり、観点がかわったりすることで、幾らでもよいように、その場その場の状況で変わってってしまう、これを基本においてよいのかなと思います。やはり一番大事なのは、川から見て整備をしていくということです。人間から見て、方向づけをしていくのではなしに、川から見て、本当に必要なところは力を入れていくということが、川によってそれぞれ特徴があると思いますが、その辺に欠けているのではないかなと思います。

例えば先日、野洲川の連続性の図面を出されたと思いますが、これも整備をされるという動きをされていますが、何が必要なのかわかりません。川から見て連続性なのか、人間から見て連続性なのか、この辺が非常にあいまいだと思いました。

無駄なところに力が出されるような方向で変化していかないかなと、そういう懸念を思いました。

西野サブリーダー

殆ど時間がないので、河川管理者の意見はまた後日頂くということにしまして、その他に論点としてここが欠けている、或いは視点として欠けているとか、そういう点はありませんかでしょうか。

川那部委員（他部会所属）

次の全体会議で申し上げた方がよいのかもわかりませんが、ここには幾つかのものについて、例的に出ているわけですが、それがいわゆる直轄河川の例として出したものが、直轄でない部分についても、ある程度までわかるような問題については、それはそれでよいのですけれども、そうではないようなものについては、是非この委員会、或いは河川整備計画の中で、直轄の対象ではないけれども、この考え方からすれば、例えばこういうところについてはこういうことが行われるべきであるということは、河川整備計画のいわば付録でも何でも結構なのですが、入れて頂きたいと思います。

そのことは、先ほど治水のところでも申しましたが、委員会は、直轄だけに限らず、全体のことを考えるという立場に立ってきたという提言にちょうど合うと思うので、そのことは是非お願いいたしたいと思います。

江頭委員

どこかに書いてあるのだと思いますが、自然環境の中で最も基本になるのは、やはり、健全な水循環という視点が重要ではないかと思います。

具体的に河川整備の中に生かすというのは、非常に難しいことかもしれませんが、それがやはりバックグラウンドにあって、河川整備をしていくという視点が重要ではないかと思います。

田中真澄委員

川那部委員がおっしゃったことなのですが、河川整備の方針で、直轄河川指定区間外の区間の整備については、どうしても計画の策定上必要となる、つまり直轄外の区間、流域についても言及するともうたわれているのです。

例えば琵琶湖に流入する河川には20近いダムがありまして、そのダムは全部滋賀県がつくった、或いは今からつくろうとしているダムで、これらの貯水量は、今計画されている丹生ダムと匹敵するくらいの貯水量を持っているわけです。それらが、治水も利水も環境も含めて、琵琶湖に及ぼす影響というのは、非常に大きな問題に関わってくると思うので、直轄外の影響力を除外して整備しても意味はないと思います。

西野サブリーダー

皆さまありがとうございました。あと3分しかありませんので、ご意見を伺うのはこれまでにしたいと思います。

最初に言いましたように、河川管理者は、河川整備計画に書かれていないことは、やらないと言明しておられますので、川那部委員の方がおっしゃいましたように、こうやるべきだと意見を、次の会議の時までに皆さまの方から川端委員と私の方に頂ければと思います。

簡単にまとめをさせていただきます。理念につきましては、さまざまな主体の参画という理念が欠けているのではないかというご意見がありました。それから、自然が自然を創る、川が川を創るということが十分書かれていないのではないということです。それから、生態の構成要素、或いは生態系の機能というのが欠けているのではないかということでした。あと、川から見てどうなのかという視点が欠けているというようなご意見がありました。あとは、保全と修復とは違って、その識別がちょっと欠けているのではないかというご意見がありました。あと、環境の名において環境をつぶさないようにというご意見、それから、自然のタイムスケールでの回復を目指すというご意見がありました。あとは、計画中のダムについて言及されてないということです。それから、直轄河川以外の問題についても、ある程度の言及が必要でないかということであったと思います。

皆さま、1時間という短い時間でしたけれども、いろいろご意見、ありがとうございました。

是非次回までに、もう少し具体的なお意見を、特に論点を中心に頂けたらと思います。

あくまで流域委員会として、河川管理者に対して意見を述べるという形をとりますので、意見という形でお出し頂きたいということです。

どうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、これもちまして、自然環境班の検討班は終わらせて頂きたいと思います。引き続き45分から、この場で環境・利用部会を開催いたします。今、他の検討班の方が議論をされていまして、後ほどこちらの会場に移って参ります。若干席の配置を変えますので、皆さま申し訳ありませんが、荷物を持って、ちょっと休憩室なり外の方に出て頂ければと思います。

以上

水質検討班

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

これより淀川水系流委員会第2回環境・利用部会を開催いたします。

環境・利用部会は、前半に自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて議論を行います。ここはその中の水質班となっております。本日は、水質班には他部会から参加されている委員はおられません。

司会・進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

最初にプログラムですが、今日はテーマ別部会間の情報共有と複数部会への参加が容易なように4つの部会と委員会が連続で開催されています。これまでに既に3部会が開催されました。時間割、会場につきましてはお手元の水色のプログラムをご覧ください。

それでは、配付資料を確認させていただきます。今回の資料は今日の全ての会議の共通資料となっております。この後の委員会にも参加される方はお手元の資料を続けてご使用下さい。

資料確認ですが、まず白色の用紙の「発言にあたってのお願い」、次に座席表と議事次第を一緒にとじたものがあります。資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」ということで、提言とりまとめ以降の状況がまとめられております。資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」、資料2-1補足「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点について参考資料（各委員からの論点等に関する意見）」ということで、委員から寄せられた意見がとじられております。資料2-2「『提言（030117版）』と『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』との比較資料」ということで、前回の会議にお出ししましたものを少し改定して出しております。

資料3は先ほど開催されました住民参加部会でのみ使用する資料ですので、こちらの部会では使用いたしません。資料4、こちらにつきましても次の委員会で使用する資料となっておりますので、こちらでは使用しません。

資料5「自治体説明・意見収集状況：河川管理者からの提供資料」、資料6「3月～6月の委員会、部会、運営会議の日程について」、参考資料1「委員および一般からのご意見」。参考資料2-1、2-2につきましては先ほどの住民参加部会で使用した資料ですので、こちらでは使用しません。参考資料3が「環境・利用部会参考資料（ダムに関する環境影響評価書等）」ということになっております。

委員席および河川管理者席の方々には参考のために机上資料を置いております。お1人ずつ配付している資料として提言冊子、河川管理者から出された説明資料の関係ファイル、黄緑色のファイルです。そして「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』に係る具体的な整備内容シート（第1稿）について（送付）」ということで、先日委員の方々へ送付させて頂いたものと同じ資料をお手元に置いております。また、1テーブルに1冊置いている資料として、水質班には水質ワーキングの資料を置いております。

次に、前回委員会以降に一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告

いたします。時間の関係で全てを詳細にご紹介できませんが、後ほどの審議の参考として頂ければと思います。参考資料 1「委員および一般からのご意見」をご覧ください。こちらは、前回の委員会から今回まで、2月21日から3月25日の間に一般の方から頂いた意見がとじられておまして、全てで10件の意見が寄せられております。説明資料(第1稿)に対する意見等も寄せられておりますので、どうぞ議論の参考にして頂ければと思います。

それから、今日の環境・利用部会にオブザーバーとして参加頂いております寺西俊一様です。前回の部会から引き続いてのご参加となっております。寺西様は、本日の委員会での決定を経て流域委員会の委員として就任される予定となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

発言にあたってのお願いですが、本日は検討班の後の全体会議で一般傍聴者の方々から発言頂く時間を設けさせて頂く予定です。その際には「発言にあたってのお願い」をご一読して頂ければと思います。なお、委員の方々の審議中には一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、会議終了後議事録を作成しますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましてもご発言の際には必ずマイクを通して、お名前をちょうだいして発言して頂きますようお願いいたします。今日のマイクなのですが、ボタンを押してから発言頂くという方式になっていまして、緑色の下のボタンを押すと赤色のランプがつきますので、その時からご発言下さい。発言が終わったらもう一度緑色のボタンを押して頂いて、ランプが消えるのを確認下さいますようお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂きますようご協力をお願いいたします。

本日の部会では、この検討班を4時35分に終えて、4時45分より全体会議を1階のアンネクスホールで行う予定になっておりますので、時間どおり終了できますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思っております。宗宮リーダー、よろしくお願い申し上げます。

宗宮リーダー

それでは、お手元の資料をご確認頂いていると思いますが、本日やるべき事は、お手元の資料2-1にあるように、提言の内容がうまく実質の整備計画の中に含まれているかどうかを把握するという事になるかと思っております。ただ、今日は時間が1時間ほどしかありませんので、本日は、基本的に両者の間に何か抜けがないか、或いは新たに追加するとしたらどのものを追加したらよいかということについて議論して、できれば4月10日に再度具体的な所まで議論を詰めさせて頂きたいと思っております。

委員の皆さま方から、先日何か問題点があれば出して下さいということでインターネットを通じて意見を寄せて頂きましたが、あまりありませんでした。そこで、我々水質班としての論点を仮に資料2-1の12ページにまとめさせて頂きました。もちろん、両者の言い分と言いますか、提言の中の意見、或いは河川管理者が提言をどうとったかという話についての相対的な話については、資料がお手元にありますので、それをご覧頂きたいと思

います。

資料3の12ページは、私が単独で論点を挙げたものです。まずたたき台として説明させて頂きまして、さらに皆さまから他の論点を挙げて頂ければありがたいと思います。簡単に(1)から(5)までをご説明させて頂きます。

最初は、水質に関わる問題としての全体的な方向性ということで、河川整備計画の中で水質を監視し、管理するという方向性が出ているのかどうかです。いわば、高水、或いは洪水管理としての水量管理や、渇水としての水量管理です。両方とも水位に関係しますが、今までは洪水や渇水の観点が中心になっていますので、環境という視点が入った時に、水質を見逃すわけにはいかないのです。そこで、従来の河川整備のように機械的なもの、或いは土木工事的な管理なのか、その上にさらにきっちり管理するというところまで意図するのかという辺りの監視・管理までが今度の河川整備計画の中に入るのかどうかポイントになってきます。河川管理者側では、その辺、協議会等をつくるという対応になっているのですが、それでどうかという気がしているわけです。

2番目としては、水質目標です。実は、委員会でも、一部具体的な水質データがない、というお話があってご批判を頂いたところもありました。要は、河川水として、どこに目標をおくのか、1960年代頃の環境、或いは生態状況が1つの姿かというものが前段の流れの中で出ているのですが、水質値を一体どこへ持っていくのかということです。少なくとも、提言に書きました、肌に触れ、戯れうる水や豊かな生態系を維持するための水質とはどういうものなのかという辺りを示さなければいけないと思います。当然、ある種の目標が設定されれば、それに対応した水質が出てくるはずなのです。ですから、この水質値は環境基準値ではありませんし、河川ごとに、或いはひょっとしたらダムについても、自分の関わりがあるところの水がどうあるべきかを管理基準として河川管理者サイドで決めても運用できるものです。

3番目は、住民を巻き込んだ情報共有です。これは、「とりあえず住民の意見を聴けばよい」という姿勢ではなく、聴いた情報をまた住民に返信していけるシステムづくりが要るということで、実はそういった統合的流域水質管理システムの構築を目指したらどうかという提案をしたのですが、これは河川管理者の整備計画の中には殆ど出てきていません。システムの中身が理解されてないからと思っています。同時に、河川管理者を初め、協議会、住民、自治体等と役割分担をする時、一体お互いに何をどうするのかという辺り、つまり、これから水質の管理・監視をやっていく中で共有した情報をどう利用するか、またそれをうまく活用するというところを考えていかなければならないということです。

4番目は、施策の具体的な検討です。琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や琵琶湖の水質保全対策、ダム湖の水質保全対策、河川の水質保全対策、流水保全水路の意義・効果の評価等と書いてはいるのですが、個々のものについて細かい話をし出しますと、地域性も当然出てきますので話が大変難しくなってしまいます。しかし、全体として河川なり流域の水質を管理するという立場からしますと、こういった水質保全の対策というのは河川サイドでできるものと河川サイドでできないものがありますから、河川法上でできる範囲は何か、できない範囲は何か、ならば要望する事項を出すとか、個々の問題でも出て

くるのではないかという気がしております。

5番目は、1つは利水面から見た水質の検討です。これは利水部会との連携が要りますが、環境の時代における資源の有効利用についてです。つまり、繰り返し利用するということは、目に見えない含有物が増えてきて大変問題になってくることも事実なのです。従って、本当は繰り返し利用というものを前提にした上で「利水とは何か」ということを水質面からも十分詰めて頂かなければいけませんし、或いは、次に書いていますように、地域特性に応じた管理のあり方も出てくると考えられます。ですから、利水面から見た水質では考えなければならないことをある程度議論した上で、地域別部会で、おたくの地域ではどうですかという話をして頂く、そのことが抜けているのではなかろうかという気がします。

勝手にこれだけ挙げましたが、まず大きなところから、方向性として、水質班として、河川整備計画環境の時代へ向かっていく時に施策として書いておくべきものは何かという辺りを議論して頂けたらありがたいのですが、委員の方、何かありますか。

こうありがたい、こうして下さいということが言葉ではたくさん出てきますが、それを具体的にどうするかがポイントになってきます。

ある種の環境基準値が決まれば、その基準値を守るように管理しますという言い方はできるのですが、環境アセスメントでも、環境部門では環境基準値を評価対象にしないということに変わりました。ですから、河川サイドの水質値をどう設定して、それをどう管理するかをつくらないと話が進まないということになるのです。泳ぐためのプールの水質などいろいろあるかも知れませんが、いずれもしても、建設サイドから管理サイドへというスタンスの切りかえをこの場できちっと話すかどうかです。これから20年、25年先の河川としてやるべき仕事の1つとしてそういうことを位置付けておく必要があるのではないかという気がするのです。

三田村委員

水質管理という意味においては、その目標がどこにあるのか、そして、どういう質の目標なのかということが常につきまといます。

各委員によって連想する水質のイメージも違うと思います。河川管理者はもっと違うと思います。例えば健康項目であるとか生活項目であるとか、多分そういうイメージで語られると思います。

ところが、後の方にも書いてありますように、ビオトープやエコトーンというところの浄化機能になりますと、そういった項目だけでは済まされないのです。従いまして、私たちがここで考えなければならない水質はどのようなイメージなのかということをごどこかで触れておくようにして頂いた方がよいと思います。

宗宮リーダー

確かに、水質というのは、人がある種の行動を起こす時にそれに合うか合わないかということで水の質を評価するわけです。ですから、何も関心がない人にとっては水質という問題はないのです。そういう目的との間で必ず総合的に話をしなければいけないというこ

とは事実です。

三田村委員

例えば、もっと極端な例を申しますと、融雪剤は本当に私どもが関わるべき水質になるのかどうかです。将来大きな影響を及ぼすかも知れないものまで本当は考えておかなければならないと思います。一見関係なさそうな主要イオン成分をほっておいてよいのかどうかということもありますし、もう少し網を広げて、その中で重点対策を考えるということが大切だと思います。

川上委員

これまでも河川管理者から河川管理面から見た望ましい水質という、ガイドライン、つまり目安みたいなものを頂いたわけですが、それは機能別に分けてありまして、例えば農業用水として利用する場合は BOD がどれくらい、全窒素がどれくらい、リンがどれくらいと書いてあるのです。

それから、子供が水泳をする時はどれくらい、漁業にはどれくらい、そういう目安はあったのですが、それは規制値ではありませんし、もちろん強制力もないわけなのです。今後、この広い琵琶湖・淀川水系の全流域にわたって流域視野で管理をしていこうということになりますと詳細な基準が要ると思いますが、今の管理体制がそうっていないのです。

恐らく、この水質班では河川管理者の水質管理体制の具体論を議論しなくてはいけないのではないかと思います。基準値ももちろん大事ですが、管理体制の方が大事で、今の毎月1回定点で測ったものを1年間平均して水質を見ているというレベルでは、とてもではないですが今後の水質管理はあり得ないと、そういう認識であります。

中村委員

どうしても分けて考えなければいけないのは、琵琶湖と河川です。英語ではローティック、レンティックという言葉があります。要するに、動いている水ととどまっている水という意味です。それから河川の水でもとどまっているところがあります。これは気象によって変わってくるのですが、降雨時、晴天時、或いは気象がまた別の意味で水質に影響を与える場合には、河川の場合にもローティック、レンティックという考え方を取り込んでいく必要があると思います。利用面から水質を広くとらえないといけないことになると思います。

もう1つは、水質と生態系は密接に関係しているわけですから、広い意味で水質をとらえる必要が出てくると思います。それはどういうことかと言うと、例えば食物連鎖で動物プランクトンの生息環境が貧弱になると、当然植物プランクトンが異常増殖します。それは既に水質の問題であるわけですから、物質的、化学的な水質、或いは BOD で測る水質とは違ったもう少し広い意味での水質を考えなければ、生きている水に対する質の考え方が変わってくると思います。

3つ目は、微量有害化学物質については農薬の問題、それから今の融雪剤、或いはピル

があります。ピルが出てきて、琵琶湖・淀川水系全体で微量有害化学物質、或いは病原性の微生物の問題を流域全体でどう考えるかという場合、監視の問題にも関わってくるのですが、水源という位置付けになりますから、そういうことは河川管理者サイドでも新たな枠組みとして考えていく必要があると思います。

4 つ目は大阪湾です。琵琶湖から水が運ばれてきて大阪湾に影響を及ぼすということですので、大阪湾から見た琵琶湖・淀川水系という視点がどうしても必要になってくると思います。

最後になりますが、水質と底質という考え方です。琵琶湖の場合、いわゆる表面的な水質の改善傾向は少しあらわれてきているのですが、底質環境、或いは底の水の環境が悪化してきていることがありますし、同じように、要するに河川で停滞水域における底質の問題というのが水質に影響してきているということですから、その問題をどう考えるかという問題があります。

宗宮リーダー

ありがとうございました。今、中村委員から5つほど挙げて頂きました。

ほかの委員の方のご意見もいろいろお聞きして、それからまとめたいと思います。

原田委員

この間意見を出させていただきました。ここ30年間では、やはり土木的な事業が中心になってくると思いますが、それをどういう方向性にしていくのかということも議論せざるを得ないと思っているのですが、それはもう言うまでもないことと思ったらよいのでしょうか。

お話を聞かせて頂いて思ったことは、今挙げられたいろいろな問題についても国土交通省の中でできる範囲と、もっと広い範囲でないとできないことがあると思いますが、どこが境目になるのか私自身よくわからないところがあります。できれば国土交通省の方に、こういう問題については国土交通省の中ではこういう範囲でできるし、もう少し広ければこのことが考えられるということを出して頂いて、それをもとに議論するとか、そういう方向もあってもよいと思っています。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

今の原田委員のご質問に対する直接的な答えにはならないと思いますが、ずっと委員の皆さま方の議論を聞かせて頂いておりまして、まず1つには、まさに河川管理者の範囲について書いていますのがこの説明資料（第1稿）なのです。恐らく、これでは個々の具体的な内容が不十分だというご意見と、もっとこういう範疇のものができるというご意見がありまして、その辺が1つには認識が違うところになるかとは思いますが。

水質については、1つは、当然流域で対策をしていかなければならない話であろうかと思っています。ある意味、川で起こったことの監視なり、川の中の底質の監視なり、モニタリングなりというのは、河川管理者サイドでかなりのことができますが、流域全体につ

いてどうするかというところを我々だけでは決められないというのが事実としてあると思います。

それで、我々は苦肉の策として琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）というのをつくろうと考えました。結局、我々だけで勝手なことを言っても実効性がないので、こういった協議会をつくって、流域での水質の監視や、汚濁の流入の問題にどう対応するのか、という話をしようと考えています。実際、水質を良くする努力をしてもらおうと思いましたがまさに流域対策が殆どという形になると思います。できることをやっていかないとなかなか実効性がないと思ひまして、こういった水質管理協議会を設けることになったと思います。

そして、我々が川の中でできると考えられることを、説明資料（第1稿）の(2)から具体的な内容を書かせて頂いています。

水質問題については、川に汚濁が出た時は、もう結果の話なのであり、それ以前に何とかしなければならぬので、それについては、我々としてはこういった協議会を設けるのが一番よいと思っています。

ですから、我々がまず着手できるものについては、これはまたおしかりを受けるのかもしれませんが、そういう状況であるということです。

田中哲夫委員

魚の側からいえばその魚が食べられる状況に戻すのが1つの目標だと思います。

そのためにはどんな水質、或いは先ほど出ていました微量化学物質がどれくらいの基準であるとか、いろいろあると思います。しかし、流域住民にとってその魚が食べられるというのは、きわめて具体的で明確な目標だと思います。魚が食べられないところではせめて泳げるといふ、のもあると思います。或いは、上水道や農業用水については、安心して飲む、また安心して作物を食べられることが大きな目標だと思います。

川には外部からいろいろな負荷がかかってきて川の中でどうしようもないことがあるということを今河川管理者がおっしゃいましたが、確かにそうだと思います。どうしようもない結果が川に流れ込んできて、どうしようもない結果が琵琶湖の底にたまってきているのですが、そこはやはり、污染源また栄養負荷源にむかって提言していかなければならないと思います。

ただ、国土交通省の中でできることも多々あると思います。例えばダムをつくれれば、水質が悪くなりますし、底生動物や魚の目から見ると、やはり河川の蛇行を矯正して瀬と淵をなくしたというのは、水質にもかなり影響していると思います。

蛇行しているということは屈曲部で表流水が伏流水に入って、その次の蛇行のところで伏流水が表流水に戻ってくる、或いは瀬と淵という上下関係で、やはり伏流水になったり表流水になったりしています。要するに上下それから左右に、川というのは瀬と淵、蛇行点蛇行点に浄水場を持っていたのだという気がするのです。そこでこされまたバクテリアによってさらに浄化され、しかもそのバクテリアが目詰まりを起こさないように攪乱があってという、そういう構造を持っていたと思いますが、この部分はやはり国土交通省で

きるところだと思います。これは私自身の勘ですが、山紫水明の日本の川が汚くなったのは、やはり河道の蛇行と瀬と淵をつぶした影響が大きいと思います。少なくとも流水ではそういう感じがします。止水の琵琶湖やその他の池沼はちょっとこれには当てはまらないと思いますが。以上です。

宗宮リーダー

一応、皆さまのご発言を頂きましたが、多分今の田中（哲夫）委員のご発言も、河川の横断面の改修なり改造をする時には、魚のあり方を十分配慮した上でやる形に変えて下さいということだと思います。

もう1つは、実は水質というのは連続していますので、上流から下流まで何回も繰り返し利用されながら流れるということでした。下流で問題になっているのは、やはり緊急時対策だと思います。問題が起こった時、全体の流れを把握することがポイントだと思います。川の水は外から流れてくるため、防止対策のしようがないのだ、水質も変わらないのだということは事実なのですが、ただ、例えば水量に関してはダム統管で水量管理をやってらっしゃるわけです。ですから、高水と低水はダム統管の方で管理されておられるのに、平水に対する管理は何もないのです。実は、平水の管理は水質管理なのです。そこを、例えばダム統管のように水系全体を見渡せる水質の統合管理がわかる組織を設定して両輪で川を管理しないと、私は基本的には進まないのではないかと思います。

ただ、おっしゃいましたように、この川ではどういう魚がいるからどの水質、こちらの川ではどういう魚がいるからどの水質と、それぞれ目標が違うと思います。ですから、当然目標値そのものについては地域ごとに性質が変わってきますが、国土交通省としては是非、川全体の姿を把握するシステムをつくって頂いた上で、地方自治体や流域住民の情報を含めて、またその情報を加工しながらでもお返しする仕組みをつくって頂きたいと思います。それをやるのが琵琶湖・淀川流域水質管理協議会ですということであれば、それはそれでもよいわけなのですが、どうも今までの協議会というものを考えますと、何となくこれは寄り合いのデータや情報を収集する場所で、共有はするが評価はしないという性格のものになりやすいと思ひまして、気になっているところなのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

水質という項目で書いていないのですが、先ほど田中（哲夫）委員から出た瀬と淵については、河川形状のところで、瀬と淵が形成される等の多様な形状を持つ河道の復元を図ることをうたっているのです。それが水質浄化に役立つのだという因果を示してはいませんが、そういうことは考えています。

それも含めて、或いは宗宮部会長が言われた平水時と言いますか、洪水時と渇水時ではない時というのは、できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、治水や利水への影響を考慮した上でダムと堰の運用を改善し水位変動や攪乱の増大を図るための検討を行うというのは説明資料には書かせて頂いています。ここでは「検討を行う」とまりなのですが、これが水質につながっているのだという発想がきちっと我々にあったかと言われると、そ

こは抜けている部分なのかも知れません。

そういった意味では、これが水質なのだよという、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会の中ではこういうのもやるのだよということであるならば、ある意味どんどんできると思います。ただ、他のところとの関係もあるので、こういった組織形態がよいかは、にわかには話ができないのですが、河川形状にしても平水時のものにしても、一応説明資料の中では河川環境の他のパートでは書いているという状況です。

もし書くとするとその方が望ましいのかなという思いはあるのです。水質のところでは河川形状を書くのではなく、河川形状の項目の中で河川形状を書く方がよいと思ったのですが、そこは章立てなり、或いは2段階で書くということもあるかと思えます。先ほどの治水部会でも、環境で全部書いていますと言ったら治水のところでも書くようにという話がありまして、どういう書き方にするかというのは工夫しなければならないというところはあるのですが、河川環境の部分全体を通して見て頂けたらと思います。

宗宮リーダー

先ほど川上委員からもありましたが、要は河川の水質を監視し管理するというのは、実は時間方向の概念をもう少しはっきりしないと、公害の時代の水質管理のレベルではなくて、もう少し短期間の、日にちや時間や分とかいうオーダーで危険の対応もできるものまで頭に置いた管理のあり方が欲しいのではないかという、その辺についても是非ご配慮頂きたいという気がするのです。淀川の河川両サイドには既に光ファイバーも入っていることですし、そういうものをもっと有効に使える管理がスムーズになっていくと思います。

川上委員

今の水質のモニタリングのポイントというのは、恐らく数十年前に決められてそのままだと思います。この数十年間に、流域の開発が想像を絶するくらい進みましたが、開発だけではなくて、圃場整備等も、社会の変動とともに大きく姿を変えたわけです。その辺の社会変化が水質調査に反映されていないという問題点があると思います。

宗宮委員が今、公害の時代から環境の時代へとおっしゃいましたが、人の健康と生命だけを考えてきた水質管理から、それに加えて生態系を考慮しなければいけないという方向に変わっていかなくてはいけないと思います。その中で、先ほど田中(哲夫)委員からご指摘のあった川の再自然化という大きなテーマと、化学物質レベルでの監視というのと、両面でやっていかなくてはいけないということでした。調査官から今お話がありましたが、どちらに書くかという問題ではなくて、流域委員会はテーマ別部会に便宜上分かれていますが、実は全部つながっているわけです。不測不離の関係にあるわけですから、やはりそのところは実施して頂きたいということです。

それから、ポイントの問題だけではなくて時間軸でもやはり考えたいと思います。今後は24時間リアルタイム監視という方向で考えていかなくてはいけないと思います。世界水フォーラムで、統合的水質管理システムという分科会がありまして、私も参加させて頂きました。全国のどこかで統合的水質管理システムが行われているかもしれませんが、やは

りこれからの1つの目標として、統合的水質管理システムの確立は是非必要だと思えます。

その時に、川は上流から海までつながっておりますから、やはり直轄河川だけではなくて流域全体、府県の管理に至るまで連携してやって欲しいと思えますし、提言の中で申し上げている中小河川の総負荷量管理ということも大きな課題であろうかと思えます。中小河川をきれいにしないと本川もきれいにしないわけですし、それは面源対策につながっていくわけですが、そういう24時間リアルタイム監視システムの確立ということ、是非盛り込んで頂きたいと思えます。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

実態を申し上げますと、水質の自動観測装置というのがあります。どの項目が監視できているかは、今はわからないのですが、各河川に1カ所くらいあるということです。ですから、そういったものをどんどん増やしていくということは、河川整備計画の中で実施していきたいと思えます。しかし一方で、実は我々が昔からやっている水位観測についても、僅かなポイントでしか測れてないという実態があります。洪水管理ならきめ細かくわかった方がよいわけですが、まさに自動的に経時的にはかっているところというのは限られた場所しかないのが実態であります。川上委員が言われるのはまさに目指すべき方向なのですが、なかなか実現というところまでは難しいという状況です。方向性としては全く、異論はございません。

宗宮リーダー

水質は地域や場所によって変わっていくので、また地域性のところでも十分評価していかなければいけないのですが、三田村委員、他に何かご意見ありませんか。

三田村委員

先ほど私が「質」と申し上げたことにも関わりますが、例えばAAだとかAだとかBだとかいう基準がありますが、大きな意味はありません。

もっと大切なのは、それぞれの環境の異変・現象の変動が、例えば赤潮等に関しては、ある生物にとってはその生物の閾値みたいなものによって動くのだということです。例えば窒素は、ある生物にとっては100で動くかも知れませんが、あるものは1で動くかも知れません。従って、AやBやいうのはあまり関係ないのです。住民参加部会にも私は関わっていますので申し上げたいのですが、(3)「住民を巻き込んだ情報共有」というのがありますが、できれば今の自動観測だけではなくて、漁民や、地域で毎日川や湖を見ている、密接に関わっている人たちの声を無視しないことが大事だと思います。

例えば、ピコプランクトンというシアノバクテリアが琵琶湖で発生いたしました。初期の段階で住民の人たちが、「何か違うよ」と言うのです。琵琶湖の水がとろっとしていると言うのです。調べてもプランクトンが小さ過ぎて、何にもわからなかったのです。そのうち、アユの大量へい死で、これは大変だということで再調査し、やっと見つかったという状況でもありますので、住民の意見を無視しないことが大事です。そうすると、早

目早目に対応ができて、それに対する管理が生かされてくると思います。是非そういう視点で、住民の意見を重視した管理をお願いしたいと思います。

川上委員

やはり住民の自発的な水質モニタリングは、今後の面源対策にとって大事だと思います。住民の行うパックテストレベルの水質調査は正確なものではありませんが、実際に川に出向いて自分で水に触れ、水質の状態を測る、これは環境保全の活動の入り口としてすごく大事です。そうやって川に近づいて関心を持って、調査の結果が暮らしの中に反映されて初めて面源対策の効果が上がるわけで、無視してはいけないと思います。それを応援する形で流域に広めていくということが大事だと思います。

それから、今後河川レンジャーは、パートナーシップで発展型で作り上げていくのだという提案を住民参加部会でいたしました。水質の管理にいたしましても、啓発活動についても大いに河川レンジャーを活用すべきだと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調整課長 池口）

説明資料（第1稿）の琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）で4つのことをやりますと書いてありますが、簡単に申し上げたいので数分だけ頂きたいと思います。

項目は4つありますが、基本的に3本柱で、水質事故という短期で対応しなければいけないものがあるというのが1つです。それから今度は、中長期的に戦略的に要望をしないとけないということで、モニタリングをして汚れの原因のメカニズムを解明して、そこで皆さまで役割分担しましょうという考え方が1つです。それからもう1つは、先ほどから話があります住民参加、この3つを生かした協議会をつくりたいと思っているということです。具体的なことを言い出すと、例えば今の流域委員会のように部会があると思いますが、今のところはそこまで詰めておりません。思想としては、そういうものを目指したいということでこの4つを書かせて頂いているということでご理解頂ければと思います。

宗宮リーダー

内容、意図はそうだと思いますが、先ほど川上委員がおっしゃった24時間の対応ができますか、という辺りがポイントになってくるわけなのです。考えていかなければいけない問題だと思います。

もう1つは、我々は公害の時代の水質からは解き放たれるべきだと思っているのです。何故BOD、COD、TOCなのですか。もっと違った水質の測り方があってもよい気がしているのです。

確かに自動測定装置はこの琵琶湖淀川水系では20何個ついているのですが、全部公害対策用の、BODだCODだ窒素だリンだ、それも公定法で測る装置ではないとそのデータは信用できないという考え方でつけられているのです。それでは、環境管理の時代はできないのではないかというふうに思います。少し頭の切りかえと言いますか、対応の切りかえをやればよいと思います。相対的なものである程度把握できるなら、24時間測れるもので押

さえておいて危険なところを先に察知するというのが、まず先だという気がしています。

それからまた、住民意見を是非大事にというお話がありました。やはり人の目というのは数が多いのものですから、水質に関する情報がうまく集められるという気がするわけです。そういう意味では、河川管理者として、水質の管理や監視を定常的にやって頂くということが新しいことになりますので、果たしてこれが河川整備計画の中に盛り込めるかどうかのポイントになってくると思います。

もう1つは、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会がありますが、多分、昼間に各関連の方々データをお持ち寄りになって、月に1度集まってデータを見て、よい悪いと言われる協議会になりやすいという気がするのです。性格が違うのであれば、もう少し詳しく示して頂きたいと思います。今のところ、どう考えられているのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

水質管理協議会が何を行うかは、説明資料では3ページになるのですが、基本的に河川整備計画をつくった後に計画の進捗チェックを委員会組織で行いたいと考えております。説明資料では淀川水系流域委員会を継続と書いているのですが、それは一般名詞の淀川水系流域委員会だと思って頂ければよいと思います。そういう場でチェックして頂くという意味では、河川管理者を監視するシステムになっております。ある意味では、常に私どもの尻をたたいて頂く構造にしていくつもりであります。

中村委員

今のお話も宗宮委員からご紹介のお話もそうなのですが、多分こういう新しい仕組みの中で考えていくにしても、やはり限界が当然出てくると思います。河川管理者サイドでもやりたくてもできないことがでてくるでしょう。一方では既に、例えば淀川水質保全協議会のように、必要なところは必要なりにきっちり監視をやり、上下水道については、ある意味では統合的な水質管理の実績を持ってやってきているというところもありますし、先ほどの川上委員の話ではないですが、様々なところで、地域ごとにいわゆる法律の枠を超えた水質及び生態系のモニタリングというのが自発的にできてきているというところもあるわけです。そういうところをいかにうまく取り込んでこの仕組みをつくっていくか、それには河川管理者と同時に、我々の方も積極的に協力するというか、これは河川管理者に何かお願いするというよりも、社会的な仕組み全体の話だという理解の方がよいと思います。その中で、管理者として最低限しなければいけないこと、できなかったこと、これから大きな課題になってくるということについては、しっかりやって頂くというのが1つの姿だという気がします。

宗宮リーダー

委員の方、いかがですか。細かい具体案になってきますと、まだこれから出てくると思いますが、大体それでよろしいでしょうか。

これからのことという、監視・管理という中身を、例えば予測や予防的な対応策とい

うところまで展開できるものであれば、幅広くいけると思います。それは濁水であろうと油であろうと何であろうといけるわけで、一般の方々にもいろいろ情報として出せると思います。それは川の場合であったり琵琶湖の場合であったり、魚への影響で濁水が入ってくるというのは問題であろうと、たくさんあると思います。これからは注意しなければいけないのですが、やはり個々の問題は、中村委員が今おっしゃったダムの話なのか川の話なのか、とまった水の話なのか動いている水の話なのかということでも変わってはきますが、やはりそういうのも頭に入れながら対応、管理・監視のあり方を考えるということになってこようかと思えます。

出された意見をまとめますと、少なくとも水質部会としては、水質のモニタリングと水質の管理を充実してできるシステムづくりをして欲しいというのがまず1つです。

2つ目としては、先ほど川上委員からもありましたが、人の生命、健康保護をベースにしていた管理から環境、生態系保全というものの管理へ移るということです。それからまた、そうなると河川の水質は外から与えられるものが主なのですが、いずれにしても国土交通省としてできる範囲はどこなのか、取り得る範囲はどこまでかという話をまず詰めておく必要があるということがありました。

それから、中村委員からお話がありましたが、琵琶湖から大阪湾までという、上流から下流までの一応の相互の影響度合いみたいなものも配慮したものを考えておく必要があるということでした。

また同時に、河川水の安全性の確保というのでまとめたらよいのでしょうか、農薬や油や環境ホルモンみたいなものに対応するのが次の時代にはどうしても必要になってきますので、こういったものへの対応も必要だということでした。

それから、住民レベルの水質関連情報をいかにうまく吸収して、使える形にするかというシステムづくりが要するという辺りかと思えますが、ほかにございますか。

川上委員

今日の議論の最初に宗宮委員がおっしゃった、河川管理者として独自の水質基準というのはつくれないのかということも検討したいです。つまり、河川法が改正されて河川環境の保全ということが河川管理の1つの大きなテーマになったわけですから、厚生省や従来の水質管理をやってきたところの基準だけではなくて河川管理者から、この河川はこういう基準で管理するのだというのがあってもよいのではないかと思います。

ただ、あまり科学データに偏り過ぎて、例えばBODを1.5にしたから死滅した魚が戻るというわけでもないで、やはり先ほどの、河川の自浄能力を高めるといふか、生態系による浄化能力を高めるといふことは、もちろん大事なことだとは思いますが。

原田委員

今のご意見と関係するかもしれませんが、いろいろ施策を考えていく時にベースにする科学がまだ足りないと思います。科学的知見の充実を整備計画の中に位置付けるのは不可能でしょうか。

要するにいろいろ国土交通省が進められようとする施策で、例えば田中（哲夫）委員が言われた、瀬と淵を復活したら水質がきれいになるのか、私はそれが本当かよくわからないのですが、そのことを明らかにするための情報をきちんと収集していくとか。また大阪湾に淀川が影響しているであろうと言われていますが、淀川がどれだけきれいになったら大阪湾がどうなるかということも全然まだわからないと思います。

宗宮リーダー

時間がもう1時間5分を過ぎてしまって、そろそろ全体会議へ行かないと向こうでお待ちのところがあるかと思います。

私ども水質班としては、できれば河川管理者として独自の水質基準があってもよいのではないかというのを出して頂ければよい、地域ごとによってもよいというのがあると思います。上流と下流でも、変わるかもしれません。環境基準ではない、この地域はこういう水質で管理したいというのがあればよいのだと思います。ただ、河川法で十分ですかと言われると、それは問題があるかもしれません。

立入権がある河川法ですから、ある意味では、こうあって欲しいという水質を逆に外向きに汚濁負荷管理の方へ転換させて持っていくということもできるのではないかなという気はいたしております。もしよければ、先ほどの独自の水質基準というのを入れさせて頂いて、皆さまの意見を聞いてみるのも1つかもしれませんので、それでは入れておきます。

川上委員

それは現在の住民に対する責任だけではなくて、将来の住民への我々の責任でもあるということをつけ加えたいです。

宗宮リーダー

大体、以上のことでざっとまとめましたので、もし不足がありましたら、部会の方でまた話が出ると思いますから、その場で追加して頂けたらと思います。よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

では、これにて環境・利用部会の水質検討班を終了させていただきます。

以上

利用検討班

榎屋リーダー

早速ですが、環境・利用部会の利用班の検討会を今から始めたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 近藤）

資料説明を簡単にさせていただきます。

これから、第2回の環境・利用部会です。自然環境、水質、利用の3カ所に分かれて行っております。この後、16時50分から3つの班が合体して、とりまとめの会議を行います。

簡単に幾つか確認させていただきます。今日、お配りしています資料は、別のテーマ別部会、治水等も含めて、情報共有のために全て共通の資料になっておりますので、この班に無関係の資料も入っております。

配付資料ですが、発言にあたってのお願いの白い紙、座席表、議事次第、資料1の委員会・部会の状況については説明を割愛させていただきますので、後でご覧下さい。資料2-1が説明資料、検討の論点についてです。資料2-1補足は、論点についての参考資料です。資料2-2は、提言と河川管理者からの説明資料（第1稿）とを、参考のために対比させた資料です。

資料3は、河川管理者に対する一般意見の聴取反映方法で、これは住民参加部会で使用しますので、ここでは関係ありません。資料4、委員の追加については次の委員会で使いますので、今は関係ありません。

資料5は、河川管理者の方から自治体説明をして、意見聴取をした結果を束ねた分厚いものです。これも後でご覧下さい。資料6が、今後の日程の紙1枚です。

参考資料1は、委員・一般からのご意見、参考資料2-1は、山村委員からの提供資料ですが、これは住民参加部会で使用します。それから、資料2-2も同様に事例ですが、これも住民参加部会です。参考資料の3は、環境・利用部会の参考資料です。

これ以外に、提言の冊子等を机の上に置いてあります。その中に河川管理者の方でつくって頂いた、3月17日付の分厚い具体的な整備内容シート（第1稿）もあります。事業ごとに1シートになって、写真等が入っているものです。これもご参考にして下さい。

次に、前回委員会以降に一般の方から流域委員会に寄せられたご意見ですが、これについては参考資料1をご覧ください。委員および一般からのご意見ということで、2月21日から3月25日までに、一般の方から10件の意見が寄せられております。主に河川管理者の説明資料（第1稿）に対する意見等です。

ご議論頂いた後、一般の方には発言の機会がありますので、よろしくご意見申し上げます。

それでは、榎屋リーダーよろしくお願ひします。

榎屋リーダー

では、早速議事に入りたいと思います。

今、15時35分ですけれども、利用班の検討時間は16時35分までとなっております、その後環境・利用部会の全体会議をいたしまして、その後委員会に入るというスケジュールになっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

資料2-1、説明資料(第1稿)の検討の論点についてですが、利用班は13ページからになります。14ページに論点があり、13ページは「利用に関する検討のメモ」ということで、議論していく場合、利用、水質と検討班が分かれていて、部会と検討班との関係で時間的に切迫している感じがありますので、検討の順位等をどのように考えるかを頭の中に入れておく必要があるのではないかということをつくった資料です。

検討の順位ですが、当面早急に検討を要する事項は何か、上記以外の事項をどうするか、河川整備計画の内容にどこまで関わるのか、或いはそれから先の話になりますが、河川整備計画の実施状況、またはその結果にどう関わるのか、この辺が気になるところです。論点が後であります、当面はこれらの論点に基づいて説明を進めていきたいと思ひます。

検討事項のところですが、提言の項目と説明資料(第1稿)の項目を並べてみますと、説明資料(第1稿)の方は、提言の現状認識、理念に始まって、計画のあり方、ずっと項目がありまして、高水敷の利用と舟運の話、水面、水域利用と、これくらいが上げられていることを頭に入れて頂きたいと思ひます。

資料2-1補足には、皆さまから頂いた意見がつけてあります。有馬委員、倉田委員、細川委員、山村委員、渡辺委員と各委員からご意見を頂きました。倉田委員からは、たくさんの項目について論点を上げて頂きました。こういったことの中からどれを優先的に議論していくかを考えていかなければいけないと思ひます。

14ページの論点は理念の話、「河川生態系と共生する利用」、「川でなければできない利用」というのが、どれだけ反映されているかということです。主に水面利用と、河川敷の利用、舟運のことが書いてあるわけですが、そういったことについて、説明資料(第1稿)を読んで皆様が感じたところを言って頂いたうえで、優先順位をつけて検討していったらどうかと考えています。できるだけ私はしゃべらないで、皆さま方にご意見を言って頂きたいと思ひます。

今日も河川管理者の方には出席して頂いていますので、時間的には非常にタイトなのですが、キャッチボールしながら進めたいと思ひます。

どなたか意見を言って頂けたらと思ひます。

それでは、私の方から指名させて頂きますが、倉田委員は、利用班に関してたくさんの項目を出して頂いて、論点に関して26くらいあるのですが、河川管理者の説明資料(第1稿)に対し大分食い違いのようなものがあるという感じがします。例えばこういうところが抜けているなど、お話し頂けますでしょうか。

倉田委員

28論点を出しています。これは論点として落ちているというだけではなくて、論点として上げられるかどうか、注意をお願ひしたいというところも含めて挙げてみたら、28にな

っただけなのです。

議論すべきだということでも特に挙げたという意味ではありませんので、よろしくお願いします。

榎屋リーダー

中にはこの席上で議論していかなければいけないというのが何項目かあると思います。これが大事だというのがあったら、挙げて頂くとありがたいです。

倉田委員

28 もありますのでね。まず、説明資料(第1稿)に入っているのは何になりますか。

榎屋リーダー

提言では、水陸移行帯の話や漁業の話、砂利の話、諸権利の話が入っていますが、説明資料(第1稿)にはありません。その辺は河川管理者の方でお話というか、何かありますでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 水政課長 井村)

挙げて頂いている内容の中で、漁業につきましては1項設けようということで、内部で今議論しておりますが、最終的にどうするかにつきましては、まだ確定しておりません。

砂利の話等につきましても、項目としては難しいということで、整理させて頂いていると理解しています。以上です。

榎屋リーダー

14 ページに論点が示してありますけれども、例えば では「河川生態系と共生する利用」、「川でなければできない利用」と挙げられています。こういう基本的な考え方に対して、河川整備計画の方ではどう考えているのかというのは、何かありますか。

倉田委員

これは利用をどうするかということなのでしょうけれども、利用ということは一言で書いてあるだけなので、問題があると思います。利用の頻度とか、規模というか大きさ、種類によって全く違うのです。その辺を踏み込まないと、話を進められないということが1つあります。

もう1つは、説明資料(第1稿)で、利用をコントロールするための組織というか、委員会というものが、淀川水面利用協議会とか河川利用委員会(仮称)等書かれています。それに関しても私は、高水敷利用のところに関わって、淀川水系河川利用委員会というのを1つつくって、その下に下部組織として、河川ごとに利用協議会というのを置いたらどうかという提案をしているのです。

この利用協議会ないし河川利用委員会というものをきちっと置くことによって、こうい

うことについてはあなたのところでやって欲しい、こういうことについてはここで協調して連携して相談しよう、調整しようということもできるわけです。この2つの組織、利用に関しての機関を、まず置くか置かないか、そしてどういう名称ですかを決めておかないと、人によってそれぞれ違う名称の委員会なり組織があるみたいに話をすると良くないので、そこを先に押さえて頂いた方が話は進めやすいと思います。

山村委員

基本的な問題として、河川の利用と言った場合に、河川区域の中だけの利用なのか、周辺の利用は入ってこないのかをはっきりする必要があります。説明資料(第1稿)の中で見ますと、利用は水面と河川敷、あと舟運も利用に入るのではないかと思います、3つしか書いてないわけです。

ところが、河川敷の利用について、大阪府やその他の市町村の意見を見ますと、各自治体では河川敷そのものを、例えば大阪府の場合ですと、大阪府総合計画の中に取り込んでいるということがあって、その整合性はどのように考えるのかということが書いてあるわけです。要するに、河川の中だけの利用と考えられていますが、実は自治体では、自治体の全体の利用計画の一環として掲げているということです。そうしますと、川の中だけ一生懸命やっても、自治体との整合性がとれないことになります。

ですから、今回の提言のように、河川敷の利用を縮小していくということであるならば、自治体の総合計画を改定してもらわないといけないということも出てくるわけです。利用班で検討するのは、河川区域の中のものだけなのか、周辺の土地利用は非常に関係あるわけですから、それとの関係も議論するのか、守備範囲をはっきりしてもらわないといけないと思います。

私の意見では、河川区域の中だけをいろいろ提言しても、結局、しわ寄せが皆、周辺の土地利用から来るわけですから、それとの関係で提言しないと、適正な利用にはならないのではないかと思います。

梶屋リーダー

難しい問題ですね。

倉田委員

委員会なり協議会で水面利用という言い方と、河川利用という言い方をしているところがあります。文書の中身から推定しますと、自治体関係、府県関係の人たちも入れて協議しないと進まないような話が入っています。利用においては自治体の人たちも入れて協議すると受け取れる文章があるわけです。この部分をきちんと整理する必要があります。

水面利用という言い方も少し引っかけられます。河川の水面以外の周辺も当然問題にしなければならぬわけですから、そういうものを含めて議論できるような組織と、川の面のところだけタッチするのが別にあっても構わないとは思いますが。

その辺を一度協議して、リーダーにおまとめ頂いて、こういう形で組織を考えましょうということにして頂くとよいと思います。後で修正してもよいのです。議論して行って、どうもこれではまずいということになれば、修正して頂いてもよいですけども、今のところ、文書には若干混乱がありますので、この点をまずまとめて頂きたいと思います。

山村委員

何回も言っているのですけれども、法律の上からも、河川法では、堤防の中の堤外地だけではなくて堤内地についても保全区域の指定ができるようになっていきます。そうすると、それも当然入ってくるのではないかと思います。

しかし、保全区域の点は整備計画（第1稿）の利用の部分に全然入ってきていませんから、それをどのように考えているか、例えば、堤防の外に廃棄物のバイクを積むようなことがあった場合に、やはりそれは関係してくるわけです。堤防の中だけの利用を一生懸命考えても駄目なのです。保全区域の指定をして、そこについては、一定の利用の制限をかぶせるということも、この利用の中に入るのではないのかということです。

榎屋リーダー

今のご意見は堤内地も含めてということで、水面利用協議会という名前と、河川敷の河川利用委員会（仮称）という話が出ていますが、河川管理者の方でこの辺を書いた趣旨はどうなのでしょう。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

水面利用と言いますのは、水上オートバイやプレジャーボート等が、一時、淀川の水面をミズスマシのように走り回らして、騒音等で苦情が出て参りましたので、その対策を考えようということで、まず水の上という形で我々の頭の中で整理させて頂きまして、その対策協議会をこしらえたということです。

それと、阪神大震災以降、舟運を復活させて、緊急に物資を運んだりするのは、やはり海の上なり川が非常に有効でしたので、それらの舟運の部分も今後どうするかという意味で、ここに書いてあります。既存の淀川水面利用協議会という施設がありましたので、水面利用というのを考えさせて頂きました。これが1点です。

河川敷と言っていますのは、私どもの考え方では、3号地の高水敷の利用につきましては、基本的には縮小していくということなのですが、まだ利用したいとかいろいろな方がおられますので、そういう意見の対立を調整する組織として、広くいろいろな人から意見を聴く形のものを取りたいということで、河川利用委員会（仮称）というものを立ち上げさせてもらったらどうかと考えています。

榎屋リーダー

協議会は学識経験者、沿川自治体等、関係機関や地域住民からなるということですから、河川に関わる自治体も含めて広く考えると、そういう考え方ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

協議会につきましても、まだ仮称ですし、説明資料（第1稿）ということで出させて頂いておりますけれども、議論を積み重ねていきますと、沿川の自治体は、川を利用したいという立場に立たれる方が多いと考えられます。この流域委員会には反しますけれども、まだまだグラウンドが欲しい、子供がソフトボールをするところが欲しい、野球をするところが欲しいと希望しておられます。説明資料（第1稿）に書かせて頂いているように沿川自治体ということにしますと、意見が一方的になり過ぎるのではないかとということで、この構成メンバーにつきましては、考えさせて頂きたいと思います。

今考えておりますのは、学識経験者の方と、先ほど堤内地の話もありましたが、都道府県単位で、大きな目で考えられる方に入って頂くのがよいのではないかとことです。

地域住民の方の意見につきましては、委員としてではなく、案件ごとの判断で、意見を言う場を設けるような形を考えております。

榎村委員

今おっしゃったように河川利用委員会を設置すると、各地域では、グラウンドが欲しいということになってしまうかと思えます。

利用の面と、環境の面から審議されていると思えますけれども、河川の上流から下流まででいろいろな価値があります。非常に自然的価値が高く、利用したいけれども利用すべきでないなどあります。利用したいと言ってもここは駄目、ここなら可能性はあるとか、全体を調整しないといけないと思うのです。これは河川ごとですけれども、全体を考えるような委員会は考えておられるのでしょうか。河川ごとだけでは難しいと思います。

全体を見通す委員を河川ごとの委員会に入れるというご意見を聞いたのですが、全体の中でどのようにとらえていくのかというお考えはありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

基本的に私どもの考え方は、「川でなければならぬ利用・川に活かされた利用」というのは促進するということです。グラウンドやスポーツ施設については、基本的には縮小するというのが今回の提言の趣旨ですので、それを基本として持っていきたいと思っています。但し、実情とすれば、沿川から非常に要望があります。これを上流から下流まで一律に、一切これからは河川敷を使用できず、例えば年に何%ずつ減らしていきますというのは、現状を踏まえると少し乱暴であろうと思っています。

そういうことで、地元からの申請や、或いは今許可しているものの更新時期が来た時には、こういう場で、川全体を見たような、例えば生態の話であるとか、利用の話も、大局的に見てもらえる学識経験者の方々のご意見を出して頂いて、また申請者にもどうしても必要だという理由もあると思いますので、理由を聞いた上で、最終的には河川利用委員会ではなく、我々は責任がありますから我々が判断しようと思っています。

これは一律の理念の議論とかではなく、こういう植物が生えている場所でこういう施設

を本当につくってよいのかという個々具体の議論になっていくと思います。河川ごとの対応になると思います。水系全体でそういう会議の場を持って、恐らく議論にならないと思います。地元のことをよく知っている方やその河川について造詣の深い方々が集まっての意見交換でないといけないのではないかと考えています。

但し、このように運営していくということも、河川整備計画の中に位置付けるわけです。この河川整備計画というのは、全て、チェック機関としての流域委員会的なものがあって、そこで報告しながら、おかしければまた修正するということが今後やっていきますので、全体的な考え方は、そのような場で議論して頂ければよいと考えています。

倉田委員

先ほど私が申し上げたことに近いお考えを伺って、それなら大丈夫であると思えました。

つまり、流域委員会とは違うのですけれども、利用に関しての総合的な淀川水系河川利用委員会のような機関があって、その下に協議会という言葉は今お使いになっていたのですけれども、具体的な、どこから何mのところではこうですといった細かいことは河川ごとに協議会を置かないと議論できないと思います。その中には、地元の意見が反映できるような組織メンバーをつくることと、管理する行政関係の人たちが入っていないとうまくいかないと思います。

河川によって特性がかなり違いますので、あまりかけ離れた事例が出て参りますと、他のところから苦情が出る場合があります。あそこではこのようなことを認めておいて、ここでは何故駄目なのかという不満が出てきます。その辺は、上部の委員会で大枠の基準を決めておいて、苦情処理したり、調整したりするようにしていけないと思います。協議会の1人歩きは絶対認めるべきではないと私は思っています。

私の考え方は、資料3に、数カ所に分けて書いてありますが、水域利用という項目の中で、水面利用協議会のメンバーの構成についても提案をしております。それは今おっしゃった通りのことを書いているわけで、ほぼ宮本所長の意見に賛成です。

槇村委員

私も今、宮本所長のお話を聞いて安心したというか、1つの川でも場所によって違いますし、デザインの問題とかゾーニングでも変わってくるので、個々具体的に判断していくべきだろうと思います。

グラウンドの問題は全体の土地利用の中で、山手は山を削ってつくるか、今ある河川敷を使うか、どこか環境破壊をするか、或いはもっと他へ行ってもらうか、全体の中で議論されるべきことです。廃校のグラウンドを使うこともできます。いろいろな利用の仕方があるわけです。

そのように代替を求めることになると、地域地域で具体策を考えて頂かないといけないわけです。こういう形で具体的に議論して頂くのは、大変よいことだと思います。

井上委員

私は、河川を人々によりよく利用してもらって幸せを感じる、そういう立場です。

提言は、川は川らしくということで、河川管理者の方は、地域ごとに意見を聴いていくとおっしゃっています。聴いていって、本当にできるのかということがあります。と言いますのは、水上バイクがミズスマシみたいだと、それは偶然に持ってこられないのです。そういう場所があっただけでなくなってしまうから、自然とそうなったわけでしょう。ですから、それは人のせいではなくて、河川管理者の方がそのようにしていたわけです。水上バイクが使えるような状態を放置して、水上バイクが悪いと言うのは、少し筋違いです。

河川管理者の方にそのビジョンがなかったからそうなったのであって、今、宮本所長の言われた形ではビジョンはないのですよ。人々の話を聴いてやるとは、何をやるのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

正直言います、河川利用の上流から下流まで絵をかいて、そしてこのゾーンはこのように使います、ここはこういうことをしていきましょうということを書けば、それは1つのビジョンだと思います。

井上委員

そうではなくて、20年、30年のスタンスで今考えているわけでしょう。ですから、この20年間はこれでやってみようというのがないと、ただ話を聴いて、やったやったと言っているだけでは駄目だと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

そうではなしに、基本は、この流域委員会から我々に頂いた提言は、河川敷のグラウンドの利用を縮小しろというものです。我々はそれを受けているわけです。

しかし、提言がそうだからといって、年々何%ずつ減らしていきましょうというのは難しいのです。

井上委員

そうではなくて、提言は出たけども、ここはこうなので必要ですということが河川管理者にないのです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それは、申請して使いたいと言われる方の必要性を聞かないと、ここのグラウンドは必要だ、必要ではないということは我々だけでは判断できません。我々に、例えばグラウンドごとにマルバツをつけていくことは不可能です。

グラウンドごとに様々な事情があるはずで、それをまず我々が聴こうということです。

聞いた上で、我々が最終判断するのだけれども、その判断をした結果も世の中に全部オープンになるのですから、もしおかしければ、また言ってもらったらよいのです。そのやりとりをするしかないというのが、我々の浅はかな知恵なのですけどね。

逆に井上委員の方から、河川管理者がこういうルールをつくってこうすべきだということをおっしゃって頂けるなら、また我々も考えます。

井上委員

委員会として何かビジョンも出すということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

あれば出してもらったらよいのです。少なくともこの提言で言われているのは、基本的には縮小しろということだけではないのですか。

井上委員

そうですね。

山村委員

個別に考えるだけではなく、1つのガイドラインは必要と思います。それは利用だけでは考えられないわけで、例えば別に自然環境検討班があるわけです。自然環境班で、河川の環境保全のビジョンが検討されており、そのビジョンに基づいてこの利用をどうするかということが出てくると思います。利用班だけで決めるのではなく、環境・利用部会や治水部会がいろいろビジョンをつくっているわけですから、そのビジョンに適合する利用かどうかの判断がなされるのです。ですから、別の検討班や部会でやっていることがビジョンになってくるのではないかと思います。

ただ、そのビジョンだけでは大まか過ぎるというのが私の考え方です。具体的には、これはアメリカでもやっており、私も加古川で指導したことがあるのですけれども、河川環境の生態資源目録をつくるのです。加古川の場合には、小学校や高校の先生が生徒を使って、実際に河川で植生を全部調べさせて作成させたデータがあります。そのデータを利用して、ここは保全しなければいけない、ここに手を加える時には注意しなくてはならないとランクをつけて行っています。

ですから、ビジョンがあって、その下に調査に基づいた貴重な生態系の資源目録をつかって、それになるべく影響を与えない形の利用をするという、大まかなガイドラインを3ランクくらいに分けてつakって、具体的に、この土地を利用させて欲しいという申請が出てきた時に、ガイドラインに適合するかという形で判定していくということです。例えば絶滅種がそこにいて、他に移すこともできないということになれば、いかに強い利用の要望があったとしても認められないということになっていくのです。

管理というのは、調査の上で系統的に判断基準をつくっていかなければいけないと思います。その調査に適合するかどうかという形でやっていくということです。我々が今

やっているのがその一番上の理念になる、ビジョンになるのだと思います。

井上委員

申請するというのは、個人のグループでもよいのか、行政でないと駄目なのか、何かそのようなくりはあるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

河川敷につきましては、河川敷占用許可準則という統一されたものがありまして、申請主体はこういう形でないと駄目ですということで決められております。

今の段階では、個人の方には、認めていないという形で整備されています。

有馬委員

今の淀川水系の状況は、山村委員がおっしゃるような、申請が出た、その環境を調べて考えるという状況はとおり越しているのです。

議論を聞いていまして、また利用の計画も見まして、今ある高水敷利用、公園、グラウンドなどを温存しながら縮小を考えていくような矛盾が感じられてしょうがないのです。縮小と提言で出している以上は、やはり縮小なのです。グラウンドを温存するような協議会や委員会は温存のための委員会だと私は感じます。

河川管理者の方に教えて欲しいのですが、国営河川公園は都市公園であるということをご前教わりしました。ということは、淀川の高水敷は、俗に言う都市公園の網がかかっていると理解してよいのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

その通りです。

有馬委員

そうなると、縮小というようなことがあり得るのか、教えて下さい。網がかかっていたら、かなり手足を縛られると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

そこは、都市公園という考え方自体があります。都市公園であればただ単にグラウンドや芝生公園と、今までは思ってきたわけです。ですから、そういう整備をしてきました。

しかし、淀川河川公園という都市公園を、まさに河原というか水辺の自然公園的な整備にすることもあり得るわけです。私は決して、網がかぶっているからもうどうしようもない、今まで通りの日比谷公園みたいないわゆる都市公園をつくっていくのだという発想ではないと思います。幾らでも修正はできていると思っています。それが1点です。

先ほど有馬委員が、河川利用委員会のようなものをつくるということは、グラウンドを温存していくことだろうとおっしゃったのですが、逆にお聞きしたいのは、この河川整備

計画(第1稿)で我々はこのように提案をしておりますが、これではいけないと、どうすればよいのかということを出して、教えて頂きたいのです。

逆に、提言の中で、高水敷利用は原則として新規の整備は認めるべきでないとは書いてあるのです。しかしながら、既存の利用者が非常に大きくて、利用者のニーズの大きさと、利用に伴う河川関係の影響をどのように評価するかが大きな課題であると書かれておりました、やはり委員会も悩まれている、問題だと考えられていると思います。

それを我々は受けて、悩んだ上で、こういうやり方をするしかないのではないかとということを出しているのです。それに対しておかしいと言われるなら、こうすべきだという、具体的な意見を出して頂きたいと思います。

有馬委員

そこは利用を外れて環境の方で出てきているのではないかと思います。

榎屋リーダー

いえ、これは、この提言書の4-16ページを見て頂いたらそう書いてあります。

有馬委員

高水敷を切り下げてというのは。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

切り下げてということではなしに、提言の高水敷利用のところに書いてあるのです。

有馬委員

そういう公園をなくそうという考えで書いていると思います。縮小の方向ということだと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

提言の中にはグラウンドとかゴルフ場を縮小するという事は書いていません。提言では、原則として新規の整備は認めるべきでないとは書いてあるのです。提言の方は、今あるものはさておいて新しいものはつくるべきではない、しかしながらそれも課題だと言っているわけです。それを我々は一步踏み込んで、今あるものも含めて縮小を基本とすると言っているのです。提言よりも、我々の方が一步踏み込んだと思っています。

服部委員

今言われたように、また提言に書かれていますように、とにかく高水敷の利用は、ゴルフ場にしても運動場にしても堤内地でできるものはできるだけ外に回すことを根本的な原則として書いているわけです。

今お話を聞きしていると、例えば高水敷の利用に関して、保全地域だとか土地利用

の配分を委員会で審議するというお話が出ていましたが、それは全く問題外です。

そういうことではなく、高水敷には基本的にグラウンド等をつくるのは望ましくないという方向ですね。それはきちんとこの中に書かれていると思います。現実としてはたくさん運動公園等があるわけですから、それを突如なくす状況にはいかないでしょう。ですから、これ以上つくることはないけれども今後のあり方については検討していくということで我々は書いたわけです。

それに対して国土交通省の方のお答えとしては、委員会をつくって検討すると言っておられるわけで、私はこれで問題ないのではないかと思います。

あまり1つ1つの状況についての細かい討議等も必要ないのではないかと思います。この原理原則がこれで貫かれているのではないかと私は感じました。以上です。

渡辺委員

私も今言われたご意見に全く賛同します。今まで議論を重ねて、委員会としては1つの提言を打ち出して、かなりのところまでまとまった形での提言になっていると私は思います。中には私と違う感じも少しあるのですが。

取り敢えずは理念で、川でなければできない利用とか、川に生かされた利用、それに集約されると思います。ですから利用の申請で、大勢が強力に申請してきても、理念から外れた申請については考慮して頂きたいと思っています。最終判断されるのは河川管理者の方ですが、我々の提言を真摯に受け止めるというのがお約束ですので、お任せできるのではないかと思います。

榎屋リーダー

今の渡辺委員のお話に大体集約されるのではないかと思います。今までの議論はそのようなところでよろしいでしょうか。時間的にもあと10分と少々しかありませんし、他の項目もあります。

今の話は主に高水敷のグラウンド等の話だったのですが、新たに河川利用委員会のようなものをつくっていくという方向でよいのではないかと思います。

先ほどの水面利用の話や舟運の話というのはまだ踏み込んだ議論になっていないのですが、何かご意見はありますか。

山村委員

河川利用委員会の関係についてですが、先ほど河川管理者の方から提案があったように、委員からこうすべきではないかという具体的な意見があれば、具体的に案を書いて出してもらう方がよいと思います。これでよいのではないかとではなく、利用の点については、ここにはこう書いてあるけれども私はこういう提言にしたい、或いはこういう代替案を提言したいということをメールか書面で具体的に出して、それをまた議論してもらうことにしてはどうでしょうか。

先ほどの河川利用委員会でも、具体的に人選をどうするか、或いはこういう別の委員会

をつくりなさい等いろいろ意見があると思います。今日議論しても、なかなか口ばかりで、文章にしたらどうするかということが出てこないでしょう。意見のある人は、具体的な提案を書面で出してもらおうということでどうでしょうか。

船運や舟運についても、一応議論はした上で、意見のある人は具体的に提案してもらい、代替案を提案してもらおう方向ではどうかと思います。

山本委員

先ほどからの委員会とか協議会とかについてですが、今日見ていまして、自治体からの意見収集状況を読んでいまして、提言とは全く対立したご意見が大半を占めているということがよくわかりました。一般の意見、世間の意見も提言とはまた違う方向が大きいこともわかりました。

ですから、このように意見の食い違いの大きいものについては、許可するとかしないとかいうことだけではなく、その委員会なり協議会の中で、提言の内容なり変革の理念なりをご理解頂けるような話し合いの場がないと、許可権限だけで話をしていってはいけないと思います。

長期的に解消されていく方向があればよいのであって、そこに至る、合意形成なり社会的な理解を得ていく場としても、やはりそういう組織が必要ではないかと思っております。

榎屋リーダー

今のご意見で、地方自治体の意見はそうだったということですが、例えば、平成14年9月7日に枚方市から頂いた高水敷利用についての市政モニターのアンケートを見ますと、自然への負担をかけない程度に利用する、或いは自然を保全・復元し、生物の生育地とするというのが21.3%、自然への負担をかけない程度で利用するというのが全体の55.3%、スポーツやイベントのできる施設や広場を整備するというのが11.1%なのです。ですから、声の大きい人と小さい人とで格差があるのではないかと私は感じています。

例えば、少年野球の要望がどこからどのようなサインが来ているのかを調べてもらったところ、神奈川県等いろいろなところから来ているのです。その辺は、先ほどの委員会のような組織で、適切に判断してもらうことになるのではないかと感じています。

細川委員

榎屋委員がおっしゃったことと近いと思うのですが、グラウンド利用等をしている方は結束も固く、大声を上げて反対をおっしゃいます。

ですが、例えば、そのグラウンド横の堤防へおりて総合学習で植物を探そうとすると、子供たちは、在来種の何か珍しいものを見つけたくて一生懸命探すけれども、実際にそこにあるのは、これも外来種、これも外来種だと言うたびにがっかりした顔をするのです。そういう、大きな主張をしなくてもここに在来の植物があって欲しいと願っている人たち、声を上げない人たちもいるということを認識した上で、大声で意見を言う人たちだけを認めていくようなことはしたくないと思います。

倉田委員

もう1つ河川管理者が気をつけないといけないと思うのは、表へ出ていないけれども、人間が使う場合の安全性についての関わりです。利用をどう調整するか、どう基準をつくるかということもありますが、利用という時に、あわせて人命の安全という面も触れておかないと一般の通用性を持たないと思います。一方で、環境の問題も触れておかなければいけない、そういうことを、忘れてもらったら困ると思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今まで私どもは、基本的には河川敷の公園整備やグラウンドをつくることを促進していくというスタンスで来ていました。それが今回流域委員会の議論も踏まえて、いろいろなことを考えた上で、そこは見直して修正すべきだということまで来ているわけです。

ある意味では方向転換ですから、かなりの反発というか、いろいろな難しい問題が出てくるのは当然です。それを簡単にこうしたらよいという案は、先ほども言いましたが持ち合わせていません。

従って、苦肉の案として、先程の河川利用委員会などでいろいろな意見を聞いた上で、1つ1つ、ケース・バイ・ケースでやっていくしかないと思っているのです。その積み重ねの中から、1つの考え方というかマニュアルというか、或いは1つの規範といったものが出てくるかもしれません。しかし、すぐに出るものではないと思っています。

この河川利用委員会でも、様々なトラブルやどう判断してよいかわからないことが出てくると思います。それを我々は、この流域委員会の環境部会のような組織にフィードバックさせてもらって、そこでまた皆さま方の指導を得ながら少しずつ進めていくという考え方にいるということをお願いしたいと思います。

山村委員

今宮本所長が言われた、対立解消の問題については、住民参加部会が今いろいろ審議しております。ですから、対立する住民の間の解決をどのような手法で整理していくかというのは、住民参加部会の成果も参考にしながらやって頂きたいと思います。細かく部会が分かれていくと、他の部会のことがあまりわからずに突き進んでしまいがちですが、その辺のところを住民参加部会は一生涯懸命やっております、また委員会で提言されますので、それも参考にさせて頂きたいということです。

細川委員

猪名川の場合、グラウンドとしての整備が進んでいる川なのですが、堤防の斜面も立派な自然になるのです。一般的な人たちが自然として利用できる場所というのはむしろそういう堤防の斜面にありまして、今ちょうどツクシが出だしているのですけれども、ツクシが僅かに生えるところにもたくさんの方が集まって、ツクシを摘んだりヨモギを摘んだり、それを食べるのを楽しみに持って帰ってらっしゃるのです。

ここの利用の中では高水敷のことは話題に出ていますけれども、堤防の斜面まではそういう利用として話題になっていないようなのです。グラウンド利用が進んでいるところほど、堤防の斜面でさえも河川敷の利用の一部として、特に自然を求める人たちにとって大事な場所になっているということも考えて頂きたいと思います。

榎屋リーダー

時間があと5分ほどになってしまいました。先ほど山村委員が言われたように、委員会だとか協議会だとかのあり方等についてのご意見は別途出して頂くとして、他に、説明資料（第1稿）でこういうところが抜けている、今後はこういうところを議論すべきだということはありませんか。

今本委員

河川の利用について、これまではかなりの部分を河川管理者に任されていたと思います。これは河川管理者にとってかなり酷と言いますか、河川管理者がこうしたいと思ってもなかなかできなかったことが多かったと思います。

今後、河川利用委員会をつくるにしても、例えば学校関係等様々な関係者を河川の委員会に取り込んで、いわゆるリバー・オーソリティーみたいなものができればよいのですけれども、それより以前に、法律の改正なくともできるようなことを、他のいろいろな人を取り込んでやるような委員会にして頂けたらと思います。よろしくご検討をお願いします。

榎屋リーダー

司会の不手際で時間もあと4分ほどになってしまいましたのですが、この辺が抜けている、或いはこういうことをというような、次回になるかもしれませんが、議論する種は何かありますでしょうか。

今本委員

もう1つ、常にこの利用で気になっている河川舟運について一言発言させて下さい。

船を動かして料金をとって成り立つというような形は恐らく今後とも難しいと思います。では河川舟運というのを捨ててよいのかといえば、防災上の問題、或いは観光的な面からいえば残したいと思います。

淀川の計画で見ますと、例えば枚方地点まではやる、三川合流まではやると言いますが、もっと大きく、琵琶湖から大阪湾までつなぐくらいの夢を持って、30年以内には難しいかもしれないけれどもいつかはやるぞというくらいまでやらないと、どうも小さく固まろうとしているような気がしまして、夢がある形を1つどこかに入れておいて頂きたいと思います。

倉田委員

私は船のこと、漁業が専門です。内水面も海水面もやっていますけれども、船というの

は皆さまが考えておられるほど簡単ではないのです。航路の問題がありますし、船の形、用途によって船型が変わってくるのです。ですから、観光にウエートをかけるか、観光は二の次だと考えるか、収容人数をどのくらいにするか、どこに寄港するか、等を考えていくと、そう簡単にいかないのです。効率的にやろうとすると、どの川でも同じ船でというわけにいかないのです。

非常に難しい面があるので、琵琶湖から大阪湾までというのは、オーバーにおっしゃったのでしようけども、船の形は河川を通して1つではできないので、個々の川に合わせて、区間を考えてやっていかなければいけないのでしようね。そうするとかなり難しいです。

今本委員

それは営業用の船を考えられているのではないですか。私は個人が、例えばカヌーで行ける等でよいと思います。そういうことを市民にしてもらったら川に対する関心も高くなってくると思います。

倉田委員

個人でやるカヌーは舟運とは言わないのです。

それは水遊びです。ここに舟運と書いてあるから、カヌーなどのことでないと思いました。

今本委員

舟運になるのか水遊びになるのかわかりませんが、江戸時代までは、高瀬舟が水深数十cmのところまで上がって物を運んでいたわけです。規則はともかく、私は、川というものに親んでもらって、またよくしていく上には、そのくらいのことを考えてやっていきたいと思っています。

井上委員

私は滋賀県に住んでいますが、淀川水系、淀川は琵琶湖の水があっこそ河川敷の問題、自然などが成り立つのですから、そのもとがきちんと成り立つように、例えば河川敷で遊んだ方には費用を頂いて、恩恵を受けている琵琶湖に何か返してもらうようなシステムを考えていかないといけないと思います。大阪の市民は、淀川の水は勝手に来ているという問題でもないということを、住民参加の中で還元できるようなシステムを委員会で考えて欲しいと思ったりしております。以上です。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今の今本委員と倉田委員の話ですが、河川整備計画の中で我々がカヌーや手こぎボートも含めて舟運についてどう考えているか、これは次回の部会で我々の方から説明させてもらいたいと思います。

柵屋リーダー

35分までということになっていまして、本日はこれで時間がいっぱいになりました。主に高水敷の利用ということで、河川利用委員会の話等についていろいろと議論を頂いて、水面利用の話、漁業の話、水陸移行帯をどうするかとかいうところまで踏み込むことができなかったのですが、次回以降、そのような具体的な話に踏み込んで議論していけたらよいのではないかと思います。

本日は以上をもちまして終わりたいと思います。ホットな議論をどうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 近藤）

この後4時45分から大きな部屋でお願いします。次回は4月10日なのですが、4月10日によい議論をするために、柵屋リーダーから全員に、次回の議論をよくするためにこういうことの見解を下さいというお願いが行くと思いますので、その時はよろしく願い申し上げます。

では、ありがとうございました。委員の皆さまはお配りした資料を持って、大きい方の部屋、1階の方の部屋に45分からです。よろしくお願いします。

以上

全体会議

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

大変長らくお待たせいたしました。これより環境・利用部会の全体会議を始めさせていただきます。司会進行は庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は他部会から参加されている委員として本多委員と川那部委員、芦田委員長、米山委員がおられます。また、オブザーバーとして前回部会に引き続き、環境経済を専門とされている寺西俊一様に参加頂いております。寺西様は本日の委員会での審議を経て委員に就任頂く予定となっております。よろしくお願いいたします。

全体会議の終了時刻は5時半となっております。6時より委員会が開催されますので、時間通り終了頂きますようよろしくお願いいたします。

それでは、宗宮部会長、よろしくお願いいたします。

宗宮部会長

それでは、環境・利用部会を開催させていただきます。この部会は委員の方が31名いらっしゃいまして、自然環境班と水質班、利用班の3つの検討班に分かれて、およそ10名前後の各委員の方でご議論頂くということになっております。各班にはリーダー、もしくはサブリーダーをお願いしている方がいまして、まとめ頂くことになっております。本日も全体会議と言いますか、部会は40分ほどしかありませんので、簡潔に皆さまのご意見を伺いながら進めたいと思います。

まず、各3班のリーダーの委員方から、今まで1時間ほどで、どのような議論があったのかを3分か5分くらいずつお話し頂きまして、その後、全体的にご議論頂く、そして最後に残り時間で討議をやりたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1月17日版として、新たな河川整備をめざしてという淀川水系流域委員会提言を出しておりますが、これに対して河川管理者の方からこういう形でやりたいという、説明資料(第1稿)が出ており、その間に双方の齟齬があるか、抜けはないかを、まず十分確認させて頂いて、本日は大きな方向付けで何か問題があるか、あれば追加するということでさせて頂こうと思っております。

本部会はあと2回しかありません。2回目には意見のとりまとめを出さなければいけないことになっておりますので、4月10日本日の話を具体的なものとして議論頂いて、意見をまとめることになっております。できるだけ話を簡潔に、結論を出せますように議論して頂いたらありがたいと思います。

それでは、自然環境班で、本日は班長の川端委員がいらっしゃらなくて、サブリーダーの西野委員の方からよろしくお願いいたします。

西野委員

自然環境班サブリーダーの西野です。お手元の資料2-1を中心に説明させていただきます。

2-1の2ページ、3ページをご覧ください。

庶務の方と少し行き違いがありまして、3ページの説明資料のところに、例えば3、「河川整備の基本的な考え方」の下に、7) 8) 9) 10) とつけ加えてしまったのですが、リーダーとサブリーダーで議論して、基本的にこういう視点が欠けているのではないかとということで書かせて頂きました。但し、現実には意見という形で出すわけで、左の2ページの論点(案)というところに書くべき内容です。

先ほど、2ページの左の提言というところの、新たな河川環境の理念と、河川管理者の方の説明資料(第1稿)とで抜けているところがないか約1時間議論いたしました。

その中で、理念転換の部分が十分反映されていないのではないかと議論が出ました。2ページの理念転換を見て頂きますと、「これ以上生物種を減少させない」のところがありましたように、生態系の構成要素と生態系の機能という視点が十分ではないのではないかとという点が1点です。

次の「様々な主体の参画を積極的に推進し」という部分ですが、住民参加と協働という視点が十分ではないのではないかと。その次、「川に親しみ、川に学べる『美しい風景』」とありますが、人から見てどうなのかという視点はありますが、川から見てどうなのか、生態系から見てどうなのかということだと思いますけど、そのような視点が十分ではないのではないかと。最後「人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする」というような視点、考え方というのが不十分ではないかという意見が出ました。

その他、自然の再生、或いは修復という視点が中心で、良好な自然を保全するという視点が不十分ではないかという意見も出ました。また、先ほど言いました「川が川を創る手助けをする」というところで幾つか議論があって、必ずしも委員の中で意見が一致しているわけではありません。

その他の意見としましては、環境の名において環境をつぶしているということが往々にしてあるのではないかと、それから、自然のタイムスケールで回復するという視点が必要ではないかということです。修復、回復に重点を置き過ぎると箱庭的自然に戻るのではないかという意見もありました。もう1つは計画中のダムについての言及がないという意見です。最後に、説明資料(第1稿)そのものは直轄河川について書かれているわけですが、直轄河川以外についても言及する必要があるのではないかという意見がありました。

自然環境班で議論になった主な論点はそういうところです。もし委員の方で補足することがあったら、よろしく願いいたします。以上です。

宗宮部会長

また時間があれば戻らせて頂きます。

水質部会は私がリーダーを務めさせて頂きましたので、簡単にご説明申し上げます。

お手元の資料2-1の12ページ、それと相対的に比較対照して頂いております資料も水質のところを見て頂いて結構なのですが、この辺りが論点であろうというのを5つほどに分けておきました。

最初が「全体的な方向性」、水質を論ずる時に、将来、河川整備計画の中で水質を管理す

るという方向性が本当に出るかというのを、まず議論いたしました。

次に「水質の目標」、水質はどの辺を目標に置くのか、どうするのかを論じましょうということで、例えば「肌に触れ、戯れうる水、豊かな生態系を維持」するとは書いてあるのですけれども、具体的にこれは何を、どのようなことを意味するのかを将来考えなければいけないということを議論いたしました。

3番目は、「住民を巻き込んだ情報共有」ですけれども、住民の方々が持っている情報をいかに水質管理につなぐかという問題を考えるということです。

第4番目として個々の具体的な検討策が出ていますが、この中身がまだ十分詰められてないということから、どのような性格のものであって欲しいというような議論をいたしました。

5番目として、「その他」、利水面から見た水質の検討や地域的特性を考慮した管理のあり方等についても、若干言及いたしました。

その結果、大きく7つほど、考慮しておいた方がよいのではないかという点が挙がってきました。最初の点は水質のモニタリングや水質管理を、従来の頻度ではなくリアルタイムな監視ができるようなシステムにして欲しい、そのようなものを描いてみて欲しいということでした。

2番目は、人の生命、健康を公害の時代にはポイントにしましたが、今後、生態系を管理するという立場での水質管理とは何かを考えなければならないだろうということでした。

また、水質の汚濁という話になってきますと、河川は外部から汚濁物を持ち込まれて汚れるので、なかなか対応できないということから、国土交通省として外に対してとり得る範囲はどこまでなのかという議論もありました。

さらには、川は琵琶湖に始まり大阪湾まで流れるという、上流から下流までの連続帯としてあるものですから、水質においても、上流から下流への影響も十分把握した上で考慮するという立場をきっちりと出しておく必要があるというご意見も出ました。

5番目は、今後緊急に問題になるような農薬や環境ホルモン、その他、難分解性物質や有毒有害物、油などの安全性に対する配慮、或いは考慮ができるシステムづくりが要ということでした。

6番目は、住民レベルでの水質関連情報はたくさんあるのですが、そのような情報を効果的に吸収して、今日の、或いは明日の水質管理につなげるシステムをつくって欲しいということがありました。できれば、将来の住民への責務として、河川管理者独自の水質基準を管理基準的な要素で設定して頂いてはどうかという意見が出ておりました。いわゆる公害の時代、30年前につくられた環境基準的な水質基準では、次の生態系管理という基準には合わなくなる、水質指標そのものも考慮しながら考えてもらう必要があるということが議論されたわけです。

6、7分かってしまいました。申し訳ありません。また後ほど議論頂きましたらと思います。

それでは、利用班、桝屋委員からお願いできますでしょうか。

柵屋委員

利用班の検討状況をご説明させていただきます。

利用班に関しましては、13ページ、14ページに検討メモというのを書いております。最初にこの資料で検討順位をどうするか、或いは検討事項に関しては、例えば計画のあり方、また提言書の項目と河川整備計画の説明資料(第1稿)については、説明資料(第1稿)には水面と河川敷と舟運しかないが、他の項目はどうかということを説明いたしました。

14ページには論点ということであげていますけれども、これに関して、まず基本的な問題として河川管理者から出して頂いた利用のところを読みますと、水面利用に関しては水面利用協議会の組織を活用する、河川敷に関しては河川利用委員会を設置する、舟運に関しても、これは今、検討されているということが書かれてあります。この3つをどのように考えるのかを、河川管理者の方からご説明頂きました。水面利用協議会は緊急の、例えば水上バイク等の話があるので、現在あるものを活用して実施する、また、舟運に関しても、地震等の災害の関係で現在検討が行われているので、引き続き検討する、という話がありました。利用班では、今後、このような委員会または協議会をつくっていくべきであるという話がありまして、主にこの河川利用委員会について意見交換がなされました。

特にホットな議論になりましたのは、河川敷の利用をどうするかということです。例えば、河川管理者がいろいろな自治体の意見を聞きますと、提言書とは逆の方向の意見が非常に多いということについても議論がありまして、最終的には河川敷の利用のあり方については、例えば希少植物の保全を含めたガイドラインみたいなものが必要ではないのかという提案がありました。

河川利用のあり方についても、具体的に河川整備計画で出されている意見に関して、例えば委員会のあり方などについてそれぞれ具体的な意見を出してもらってはどうかということで終わりました。以上です。

他にどなたか委員の方で補足される方はありませんか。

宗宮部会長

ご参加頂きました委員の方々から何か追加して頂くことがありましたら是非、或いはまたご意見、コメントを頂ければありがたいです。

紀平委員

12ページ(4)の2行目に「琵琶湖の水質保全対策：水辺移行帯」と載っているのですが、13ページの検討事項の3の3番目には「水陸移行帯」となっています。このような言葉は統一してどちらかにすべきだと思います。

先ほど頂いた資料も、国土交通省の方は水辺移行帯で全部統一しておられます。見てみたら、提言の方が水陸で統一しているようですね。水陸がよければ水陸で全部通すべきだと思います。同じページで言葉が2つ出るとするのは紛らわしいと思います。水陸というよりも、水辺というのは浅い水辺を想像しますので、私はできたらその方がよいとい

う気がいたします。

宗宮部会長

専門の委員方とご相談して、文字、表現の統一をさせて頂きたいと思います。

今本委員

表現の統一につきましては、提言のとりまとめの段階でどうするか問題になりました。水辺移行帯の方が情緒的と言いますか、わかりやすいと言いますか、そういうニュアンスを持っているのですけれども、きちんと定義されていないということがあります。提言でどこを指すのかといった場合には、水と陸への移行帯と表現する方が学問的には正しいのではないかという意見がありまして、水陸という言葉を採用させて頂いております。

提言についてはもう済んでいることですから、提言は提言でどこかに注釈して、河川管理者側の言葉の中には、水辺移行帯は水陸移行帯と同じであるという注釈を入れて頂いて、提言をまた変更するほどのことではないと思いますが、いかがでしょうか。

西野委員

今のお話に関連して、先ほどの自然環境班で議論すべきだったのですが失念しておりまして、資料2-1の1ページの下から2行目を見て頂きますと、自然環境班ということで、「用語説明が必要。お互いに違った意味で使用している可能性があるから。」と書いてあります。提言で特に思いますのは、生物学者が言っている言葉と同じ言葉を河川管理者の方が使っておられるのですが、同床異夢みたいなことで、我々が思っているイメージと河川管理者方が書いておられるイメージとがずれているのではないかという危惧を持っております。

河川管理者はどういう定義、どういう内容でこの用語を使っておられるかをはっきりして頂く必要があるのではないかということで、例として、ビオトープ、ワンド、河川レンジャーなどを挙げさせていただいております。

山村委員

利用部会で、14ページの河川利用委員会の点がホットに議論されたわけですが、結局、河川管理者の方から、河川敷の利用申請があれば、例えば期間が切っておりますから更新するかしないかということで、申請が出てきた時に個々に判断するという説明がありました。それに対して、それはよいのだけれども、どういう観点から判断するのかというビジョンがないのではないかという意見が出ました。検討班に分かれてしまうので環境と利用とでリンクがされないということがあります。例えば、環境については4ページの提言のところに、河川環境自然再生計画という提言がありますけれども、この河川利用委員会で申請が出た時に許可するか、或いは更新するかどうかという時には、これとリンクしなければいけないわけなんです。

ところが、議論を聞いていますと、その関連性が分かれてしまっているところがありま

したので、検討班の横の連携性をどのようにするかと、環境・利用委員会の方で総合的に整合性を持たせるようにする必要があるのではないかと考えています。

宗宮部会長

ありがとうございました。資料を用意する時に、リーダーが突き合わせて確認したということではありませんので、書類として残す時にはどこかで整理したいと思います。もし提言の方から、水陸移行帯という言葉で表現するとなっているとすれば、それで統一した方がわかりやすいかと思います。どこかで注釈として水辺移行帯と同意義であると書くなど、説明してはどうかと思います。

芦田委員長

山村委員の意見に関連して申し上げたいと思います。私は全く同感でして、保全と利用とを分けて議論し出すと分化してしまうおそれがあると思います。例えば、河川利用委員会ですと河川の利用を推進するような感じがします。ですから、河川の利用と保全に関する委員会とか、何か名前を変えた方がよいのではないかという気がしていたのですけれども、ご検討頂くとありがたいと思います。

もちろんこれは仮称ですから、今後考えればよいことですが、分化しないように考えた方がよいです。メンバーの人数ももちろん利用の関係者と、保全の関係者が入って調整していくという意味で、他に適当な名称があるかもしれませんが、利用と保全に関する委員会などと、した方がよいのではないかという気がしました。

山村委員

もう1つ縦割りの弊害なのですが、利用班の時の議論では、河川利用委員会の審査の過程で住民の参加のシステムをどうするのかということがありました。例えば、河川敷を利用したいという強い声と、自然を回復したいという声との対立があります。その対立はどうして調整するのかということが議論になったのですけれども、そういうことについては住民参加部会が一生懸命やっているという状況です。ところが、縦割りで、部会間の連絡がないために利用班ではまた一から議論が進んでいるという状況があります。やはり横の調整、情報共有は必要と思います。

宗宮部会長

地域別部会とテーマ別部会、縦と横の系で内容を委員会の各委員方にご検討頂くということで始めていますので、しばらく今おっしゃられたような齟齬が出る可能性は残っております。ですが、この方が効率的であろうということで、テーマ別部会がつけられたと思いますので、芦田委員のご意見がありましたように、利用だけではなくに保全も入れたような形で考えるということであれば、保全として頂いてもよいという気はいたします。

吉田委員

水質班の議論に対して質問というか意見です。水質に関しては、説明資料(第1稿)では基本的に総量負荷の管理を図るための組織とか、水質監視モニタリングということが書いてあって、組織としてはそういうことが大事なのですが、具体的な整備内容になると急に選択取水の実施だとか、深層曝気の検討ということになっております。この辺りについては、既に設置したところの有効性をきちんと検証すべきではないかと思えます。そういうことが議論されたのでしょうかということを知りたいと思えます。

私は一庫ダムのデータを頂いて、猪名川部会で分析してみた時に、選択取水をやっても一番下層の方からとると非常に水温が低くて、雨の降った後だと濁度の高い水が出てしまうということでした。上層の方をとると夏にはクロロフィルAの量の多い水が出てしまいます。真ん中辺りをとるとよいかと思うと、深層曝気で下から酸素を供給していますので、上と下は酸素が多いのですが、中層くらいが一番酸素が少ない状態になっていて、どこからとってもどれかがうまくいかない状態になっていましたので、お金をかけて設置するのであれば、その有効性をよく検証すべきではないかと思えます。

宗宮部会長

水質部会では、基本的なスタンスとして提言と、説明資料(第1稿)の間で齟齬がないかを今日は論議しましたので、個々の具体策1つ1つ、ダムや方策の評価について議論するだけの時間的余裕はありませんでしたので、結果としてはできておりません。

その他のところでも、例えば説明資料(第1稿)にはワンドをつくる等いろいろなことをしますと書いてあるのですが、それが水質の変化にどういう価値があるのか、効果があるのかという話になると、もう1つ場を変えないと時間的に十分なものが出てきませんので、そういう情報は十分ためた上で将来の具体策を出した場合には、実行上の順番の時には効果が高いものから進めることになってくると思えますから、その時には当然評価も入ってきたものを出さざるを得ないということになるかと思えます。

今回は、1時間ほどだったものですから、具体策の評価までは入っておりません。申し訳ありません。

中村部会長代理

今の議論とも関連すると思えますけども、前回やりかけて位置付けがはっきりしないまま通り過ぎている問題として、流域全体を考えた時に、利水、環境、或いは治水の方で話題になっている需要管理、或いは水位の新しい操作と水質は、当然、密接に関係しているわけです。

需要管理がうまくいくという前提に立てば、環境、生態系に負荷をかけずに新たな仕組みづくりが可能になってくることもあるかもしれないですし、水位の新しい操作が、あるレベルで生態系への影響の軽減ということができた時に、利水、或いは治水にどのような影響が出てくるかという話が、この水環境の議論の中で他の部会と、縦割りの情報を共有して新しい議論の場をつくっていくことが必要になってくると思えます。それをいつ、ど

ういう段階でやるかは、環境・利用部会の方でもある程度きちっとしておいた方がよいと思います。

今のスケジュールでいきますと、次の4月17日に環境・利用部会があって、そこで多少そういうことが出てくるのか、或いは5月16日の委員会で初めて治水部会、利水部会と環境・利用部会の合わさった議論をじっくりやるように持っていくのかを、もう少しはっきりした方が、後が詰まってこなくてよいのではないかと思います。

宗宮部会長

あまり数多くない会議で、どこかですり合わせをしなければいけないことになるかと思っています。

江頭委員

自然環境班では、理念だけを抽出して議論されておりまして、今ここで言うべきかどうか迷ったのですが、今の中村委員の意見と関連する話で、例えば川づくりをする時に重要になってきますのは、従前は維持用水と言われていたものをどういう基準で考えていくかは大事ではないかと思っています。

1つの考え方として、これは皆さまの同意を得られるかはともかくとして、川の砂が動くか動かないかくらいの流量が1つの目安になると個人的には思っています。とにかく環境を維持するための水というのが必要なので、その考え方が必要だという気がします。

宗宮部会長

環境維持用水を一体どこでどう扱うか、どこかの効果、どこかの評価で扱うかという問題になってくると全体の中でまた議論しなければいけないという気がします。水質は水質で、生態系は生態系としてあろうかと思しますので、各検討班で議論して頂いておいて、また持ち寄るといふようなことでないと、話が煮詰まらないと思いますので、各班でよろしく議論して頂いたらという気がします。

他には委員方いかがでしょうか。もう1、2分という時間になってしまって、時間がありません。

谷田委員

水質では川の生態系が持っている水質の浄化機能についての議論はされたのでしょうか。

宗宮部会長

具体的に浄化機能を算定して、配慮に入れるところまでの議論は行っておりません。基本的に具体論にはまだ入っておりませんので、例えば水質を管理する体制はとりますか、というところが今日の議論の中心だったのです。ですから、例えば伏流水なら水がきれいになりますよというようなお話とか、様々なことが書いてあるのですが、そこまでは入っておりません。申し訳ありません。

中村部会長代理

もう1点、これも時間がたっていく中でどう扱うかということを確認しておかないといけないのですが、河川管理者の方から各ダムの整備の方針ということで具体的に出ているのですが、例えば水質、生態系に関わる部分で言いますと、水位低下が生態系に及ぼす影響を軽減するための容量の確保を検討するという項目が出ていますので、これは自然環境班で扱うのか、他の部会で扱うのか、いつ扱うのか、どういう形で扱うのかということが大きなポイントになってくると思います。

ただ、具体的な形のものが出てこなければ議論ができない、という話が、前回か前々回辺りにありましたので、それは十分認識しているのですが、あまり時間がないということでもありますので、どういう考え方で進めていくのかということだけは配慮した方がよいのではないかと思います。

宗宮部会長

既に時間いっぱいなのですが、一般からもご参加頂いておりますので、ご意見を伺わなければいけないところもありまして、委員の方よろしいでしょうか。4月10日までに再度今日各班で議論頂きました内容を具体的なところへ落とした段階で議論頂くことになっておりますので、できたらメールなりファクスなりで班長なりリーダーのところまでお寄せ頂いて議論を先に深めて頂いたら、進行しやすくなるだろうと思います。よろしくお願いいたします。

紀平委員

17日から北湖から琵琶湖を一周して淀川を下りました。支川も幾らか見たのですが、河川には殆ど泡がないのです。どうしたのかと思い、油脂会社のある技師の人に聞いたら、消泡剤、泡を消す薬剤を使って洗剤をつくっているということでした。そういう情報がありましたら教えて欲しいというか、是非議論すべきだと思います。

数年前までは泡が立っていた場所に行きましたら、非常に透明度が高くて、泡がないのです。その場所にかつては、泡があっても貝がいたのですが、今はいないのです。見た目はきれいですが、水温が4度か5度しかありませんでしたけれども、手がびりびりする中で、手を入れて貝を探しましたが、わずかにいた貝も死んで殻がありました。

私は、水質という問題でこの話は一番重要なのではないかと考えています。この1週間、車で寝たり、宿にも3日ほど泊まりましたけれども、とにかく一挙に、米原辺りのクリーク、余呉湖、北湖、南湖、安曇川も少し水系を見ましたし、姉川も見ました。水が前より透明になっているという状況で、今までたくさんいた場所に貝がいないのです。水生昆虫もいたのにいないのです。

友達に話をしていると、油脂会社の技師という人がいまして、私の直接の友人ではないから名前はわからないのですけれども、消泡剤を最近たくさん使っているのだということを知りました。泡が目立つということで、油脂会社は工夫して考えている、企業秘密だそ

うです。このニュースが本当なら大変なことだと思ひまして、皆さまに聞いて欲しいと思ひました。情報がありましたら、ここでも議論すべきではないかと思ひます。

宗宮部会長

どなたか情報をお持ちの方は紀平委員の方までお願いいたします。

それでは、今日ご来場頂きました一般の方々から、一般的な考え方として今のような議論が進められておりますが、それに対してどのように見られたか、お感じになったか、或いはご意見、コメントがあればお伺いしたいと思います。

傍聴者（藤田）

大津市の藤田です。

直接今日の議論には関係しないかもしれませんが、河川の環境を修復するという事で議論になっていたのですけれども、その施工について、川というのはあまりにもデリケートなものでありますから一気に施工してしまうと、しまったということにならないとも限らないです。一連の区間でしたら一連の区間を全部やってしまうのではなくて、ちょこちょこやってみて、それをモニターして当初ねらったようになっていくかどうかを確認しながら、悪い所があれば修正しながら次をやっていくことが必要かと思ひます。特にその辺をゆっくりやるのが「環境」を議論する場合には必要だと思ひます。事業を実施、休止（モニター）、実施というようにすることは予算の関係で難しいかと思ひますが、何とか工夫して実施して欲しいと思っております。

宗宮部会長

特に返事はありませんね。ゆっくりやってくれというコメントでしたし。他にはどなたかいらっしゃいませんか。

山村委員

利用班でも言ったのですけれども、自然環境、水質、利用につきましては、河川区域に目を注いただけではうまくいかないと思ひます。流域のいろいろな開発や利用と非常に関係して参ります。例えば利用について各府県、市町村が出している意見書を見ますと、市町村なり県は河川敷を含めた一体的な土地利用計画を立てているので、そういう中で一方的にやられては困るという意見が出ています。

河川敷だけを考へてやるのか、流域全体を含めた形でやるのか、県の総合計画の中の河川敷の利用と、河川整備計画の中の利用とで、考へ方が違ってくる場合、どのようにそれを調整していくのかということですね。その観点から行くと、堤外地だけではなくて堤防の外の堤内地と一体とした利用を含めないとなかなかうまくいかないのではないかと思ひます。

環境の問題もしかりです。先ほどの消泡剤の問題も、結局外の河川から流れてくるということですから、河川外のことも含めた検討が必要ではないかと思ひます。そのことは我々

の提言の中でも言っているわけですが、説明資料(第1稿)を見ましても、河川区域内だけが主であってそれはあまりないのです。ですから、その辺も検討していただいてはどうかと思います。

宗宮部会長

堤内地のある種の汚濁の負荷の制御に対してもある程度物が言えないかというお話だったと思います。できるようなシステムをつくれればよいと思いますが、河川管理者の方は大変だろうと思います。河川法の中で可能かどうかになると私も十分理解しかねますので、今のような意見があったということで、心にとめて頂いて、お考え頂くとしたいと思いません。

田中真澄委員

今のご意見に関連してなのですが、合成洗剤が川へ流入している、消泡剤も入れて、新しくそういうものが開発されて、水は表面上きれいに見えても、何らかの汚濁或いは汚染物質があるということになると、例えば河川条例等をつくって、住民と共有できるような河川の保全の仕方を、具体的な1つの例としてつくっていくべきではないかと思いません。

小竹委員

大きく見た時に、皆さまの審議されているのは高水敷の利用、畑や工作物、ごみ問題、清掃、京都の下水未処理の問題、河川敷のブルーシート、公衆便所との関係、スポーツの関係、環境ホルモンの問題、非常物資の揚陸場、栈橋をどうするか、ヘリポートをどうするか、災害時の避難所をどうするか、或いは柴島の上水道にテロ問題で薬物を投入された時どうするかと、こういうところを委員方は審査しておられます。

私は鉄道囑託員、学校医、スポーツ医、産業医の立場から地域を見て、1つの汽水域を動かしているわけですが、ドリームレンジャー淀川という名前をつけて、流域センターの要素、この下地として展開するのに青年部、少年部、それから地域の商店街の若旦那さん方、よく動かれる婦人部をつないでおけば、災害が今起こってもすぐ動員できるだけの組織ができ上がっているわけです。

ただ、従来の災害の時にもありましたが、住居が遠い方は現場に間に合いません。神戸の地震の時も、戦争中の空襲も、室戸台風の時もそうですが、その地域におられる住民がある意味で主導を持って、今日委員方がご審議頂くことに関心を持ちながら進めていくという意味で、大阪府の教育委員会、市の教育委員会でレンジャー組織が建物を利用する時に学校を使いますから、国土交通省と不動産の貸し借りの手続をどうするかということを生半からも審議しておかなければいけないと思います。それで、両方に係官を1人ずつ置いてもらって、公文書の交流をどうすべきかを今討論しているのです。

JR、関西電力、大阪ガス、市の土木部等はずっと連携していませんと、いざという時のつながりが要るわけです。それに加えて私どもの医師会との救急対策の対応を、歯科医師会、薬剤部会とつながっているわけです。幸いに淀川区は武田製薬、藤沢薬品、田辺製薬

いろいろな製薬会社がありますので、危機管理のいろいろな薬品の使い方、備蓄、そういう問題が全部絡んでくるわけです。

一方、広報活動としましては、私らが担当している「ザ・淀川」の機関紙は淀川区だけで9万部、大阪市で45万部を毎月20、30ページにわたって発行しておりますから、この淀川水系流域委員会の審議の結論が出た場合は、そこへ書けば45万の各世帯に無料で配布しています。

ヘリポートの場合でも、草むらへおろすような時代と違って、今は重量トラックをダブルローターでおろしますから、基盤が高水敷の、飛行場のようにかちとしてないためりこんでしまって役に立ちません。

北野高校の前にも、先ほどお話に出ていました舟運の棧橋ができておりますから、揚陸場でいざという時は高校生に手伝ってもらい、そのかわりグラウンド、スポーツの立場からどの程度認識していくかという、一遍には無理としても、少なくとも今起こってもすぐ対応できる、即座にやっておかなければいけない問題と、学問的にも機関等を利用してこつこつ積み上げていくという部分と両面がありますので、代替的な、多少具体的なことをお知らせしたおいた方がと思ってお話ししました。

宗宮部会長

司会の不手際で15分も超過してしまいました。6時から次の委員会がありますので、遅くなりましたが、これで部会を閉じさせていただきます。次は4月10日になります。よろしくお願い申し上げます。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

ありがとうございました。

事務連絡をさせていただきます。この後の委員会の事前打ち合わせに参加頂く方はこの会場でやりますので、こちらにおとどまり下さい。テーマ別部会の部会長と委員長、よろしくお願い申し上げます。

この後、6時よりの開催予定でしたが、時間が押しましたので、申し訳ありませんが5分だけ開会をおくらせて頂きます。6時5分から、隣のアネックスホールで委員会開催とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

以上

議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。